

令和3年第3回美幌町議会定例会会議録

令和3年3月 2日 開会
令和3年3月16日 閉会

令和3年 3月4日 第3号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 13 号～議案第 36 号

○出席議員

1 番	戸 澤 義 典 君	2 番	稲 垣 淳 一 君
3 番	大 江 道 男 君	4 番	高 橋 秀 明 君
5 番	木 村 利 昭 君	6 番	伊 藤 伸 司 君
7 番	馬 場 博 美 君	8 番	古 舘 繁 夫 君
9 番	藤 原 公 一 君	10 番	坂 田 美 栄 子 君
副議長 11 番	岡 本 美 代 子 君	12 番	上 杉 晃 央 君
13 番	松 浦 和 浩 君	議長 14 番	大 原 昇 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長	平 野 浩 司 君	教 育 委 員 会 長	矢 萩 浩 君
監 査 委 員	高 木 清 君		

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長	高 崎 利 明 君	総 務 部 長	小 室 保 男 君
民 生 部 長	那 須 清 二 君	経 済 部 長	石 澤 憲 君
建設水道部長	川 原 武 志 君	病 院 事 務 長	但 馬 憲 司 君
事務連絡室長	志 賀 寿 君	会 計 管 理 者	西 俊 男 君
総 務 主 幹	関 弘 法 君	防 災 危 機 管 理 主 幹	河 端 勲 君
まちづくり主幹	佐々木 齊 君	政 策 主 幹	後 藤 秀 人 君
財 務 主 幹	中 尾 亘 君	税 務 主 幹	片 平 英 樹 君
児童支援主幹	小 室 秀 隆 君	福 祉 主 幹	影 山 俊 幸 君
健康推進主幹	大 場 圭 子 君	農 政 主 幹	田 中 三 智 雄 君
みらい農業センター主幹	午 来 博 君	耕 地 林 務 主 幹	中 沢 浩 喜 君
商工観光主幹	多 田 敏 明 君	施 設 管 理 主 幹	以 頭 隆 志 君
建 設 主 幹	御 田 順 司 君	建 築 主 幹	吉 田 善 一 君
水 道 主 幹	石 山 隆 信 君	病 院 総 務 主 幹	菅 敏 郎 君
地域医療連携主幹	高 山 吉 春 君	事 務 連 絡 室 次 長	横 山 聖 二 君
環境衛生担当主査	水 上 修 一 君	医 療 給 付 担 当 主 査	早 坂 ト シ 君
教 育 部 長	田 村 圭 一 君	学 校 教 育 主 幹	遠 藤 明 君
学校給食主幹	斉 藤 浩 司 君	社 会 教 育 主 幹	松 尾 ま ゆ み 君

スポーツ振興主幹 浅 野 謙 司 君
農業委員会事務局長 佐々木 鑑 仁 君

博物館主幹 鬼 丸 和 幸 君
選挙管理委員会事務局長 立 花 良 行 君
監査委員室長

○議会事務局出席者

事務局 長 遠 國 求 君
議事係 長 鶴 田 雅 規 君

次 長 佐 藤 和 恵 君
議事係 新 田 麻 美 君

午前１０時００分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、これから令和３年第３回美幌町議会定例会第３日目の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、６番伊藤伸司さん、７番馬場博美さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく出席説明員につきましては、第１日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第２ 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第２ 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により発言を許します。

１２番上杉晃央さん。

○１２番（上杉晃央君）〔登壇〕 私は、ごみ処理対策について通告してございますので、３項目について、順次質問をいたしたいと思っております。

まず１点目は、第Ⅲ期埋立処分場の使用期

間が短くなった要因と今後の対策についてであります。

令和２年１２月の総務文教厚生常任委員会におきまして、第Ⅲ期埋立処分場残余容量調査結果が示されました。

当初、平成２４年４月から１５年間使用する計画で整備されておりましたが、幸いにも、第Ⅱ期処分場の延命化が図られ、結果として３年６か月の遅れ、平成２７年１０月、２０１５年に稼働しました。

今回の調査では、残余埋立てスペースから試算すると、残り３年４か月後の令和６年２月、２０２３年に満杯となる見込みであります。

計画年度より遅れて使用を開始した２０１５年１０月を起点とした場合、実質的に６年も早く満杯となる状況であります。

第Ⅱ期まではごみの減量化等により延命化ができ、予定より長く使えるという成果を得られましたが、今回の調査により、埋立てごみの量が増えた原因をどのように分析されたのか。直近５年間の町民１人当たりのごみの排出量及び年間処理経費の状況をお尋ねします。

また、今回の調査結果により、第Ⅳ期埋立処分場整備計画に今後どのように取り組まれるのかをお伺いします。

あわせて、近隣市町へ一部のごみ処理を委託するなどの可能性についてお聞かせください。

２点目は、ごみ減量化とリサイクル率の向上対策についてであります。

美幌町は、排出されるごみの分別を徹底し、減量化と資源リサイクルの取組を積極的に実施してきました。紙類、白色トレイ、ペットボトル、缶・瓶類、金属くず、その他プラスチックを有料で売払いし、ごみ処理費の財源として活用しています。

排出される資源ごみで特に問題となるのは、汚れがひどい場合、買取りを拒否され、一般ごみとして埋立処分しなければなりません。

汚れた資源ごみが処分場の使用期間を短く

する要因となっています。

直近5年間の資源ごみの回収量及び売払い額の状況とその他プラスチックの異物混入率、資源ごみのランクなどについてお尋ねします。

また、今後さらにごみ減量化を図るために、先進地の事例を調査し、町民の理解と協力を得て、資源ごみの分別種類を増やし、コンテナ回収の導入など、リサイクル率を向上させ、売払い収入の確保策を検討すべきと考えますが、いかがですか。

3点目は、行政印刷物の再資源化の取組についてです。

紙資源の回収はかなり進んでいます、自治体によって分別ルールが違っていたり、事業者や町民による温度差が回収率にも影響を及ぼしています。

古紙でリサイクルできない紙類も多く、混入によって現場で問題が生じていないのか、現況についてお尋ねします。

この質問の本題ですが、行政で扱う事務事業は相当な情報量で、そのほとんどは紙情報としても保管され、文書保存期間が過ぎたものは適時に廃棄処分されていますが、廃棄に要する直近5年間の費用についてお伺いします。

調査によると、今まで廃棄していた印刷物を事業所で紙に再生できるペーパーラボが開発され、導入している企業や自治体が年々増えています。小スペースを確保できれば、性能として1時間当たり915枚を処理し、720枚の新しい紙に生まれ変わります。行政の個人情報漏えいの心配がなく、安心して再生できる紙再生機であります。環境に配慮した機器で、水の消費量98%減、CO₂排出量34%減、木材資源の100%を節減でき、SDGsの取組にも貢献できます。一関市ほか8区市、秋田県、長野県で導入されていますので、導入について検討すべき課題と考えますが、いかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 上杉議員の御質問に答弁いたします。

初めに、第Ⅲ期埋立処分場の使用期限が短くなった要因と今後の対策についてですが、現在運用している第Ⅲ期埋立処分場は、平成24年4月に供用開始し、第Ⅱ期埋立処分場の延命化が図られたことから、平成27年10月より埋立てを開始しております。

昨年3月以降、直接搬入ごみが増え、専門業者の目視による調査で、計画よりも早く容量が埋まっているとの助言があり、昨年10月に第Ⅲ期埋立処分場残余容量調査を実施し、埋立開始から、今回調査までの5年間で埋め立てた容量の数値を参考に、今後もこれまでと同様の埋立てを行った場合、令和6年2月頃に埋立完了となる見込みであることが、委託業者からの調査結果報告により判明したところであります。

今回の残余容量調査により、埋立てごみが増えた原因については、ごみ排出量を重量(トン)から体積(立方メートル)に換算する場合には、体積換算係数を使用して残余容量を算出していますが、当初の計画よりもごみの性質等が異なり、当初の数値よりも体積換算係数が大きくなっていること、令和元年6月に発生した埋立処分場内の火災による覆土及びその後の火災予防のための覆土量が増加傾向であったこと、その他プラスチックなどのごみの資源化率が当初計画の数値よりも低いこと、新型コロナウイルスの影響により外出自粛となり、家庭内で不要なものを処分する方が増えたこと、単身高齢者が亡くなられたり、施設等への入所に伴い、空き家になっている後片づけごみが増えたことなどが考えられます。

まず、御質問の直近5年間の町民1人当たりのごみの排出量については、直近5年間のごみ総排出量から清掃区域人口で除算した数値となりますが、平成27年度が383.6キログラム、平成28年度が365.3キログラム、平成29年度が377.4キログラム、平成30年度が355.7キログラム、令和元年

度が352.7キログラムとなっております。

直近5年間の年間ごみ処理経費については、平成27年度が2億4,747万円、平成28年度が2億3,859万円、平成29年度が2億5,568万2,000円、平成30年度が2億6,922万1,000円、令和元年度が3億4,960万1,000円となっております、町民1人当たりの処理経費については、平成27年度が1万2,217円、平成28年度が1万1,930円、平成29年度が1万2,992円、平成30年度が1万3,938円、令和元年度が1万8,316円となります。

今回の調査結果により、第Ⅳ期埋立処分場整備計画に今後どのように取り組まれるかについてであります、ごみ処理は町民生活に直結する重要な問題であり、施設整備には一定の期間を要することから、町民の皆様にごみ分別の徹底や排出マナーの向上について、より一層の周知を行うほか、一般廃棄物処理施設埋立量の軽微な変更による埋立容量の増量や、最終覆土厚の変更による延命化を図ってまいります。

また、令和3年度において、次期処分場の整備に向けて、処理方法や施設規模の検討を行う一般廃棄物処理基本計画を策定し、第Ⅳ期埋立処分場の施設整備を計画的に検討してまいります。

近隣市町へ一部のごみ処理を委託するなどの可能性については、本町と同様に、廃棄物処理施設の更新時期が重複している自治体があると認識しており、関係自治体と広域化処理での施設整備の可能性についても併せて検討してまいりたいと考えております。

次に、ごみ減量化とリサイクル率の向上対策についてですが、本町では、平成8年9月から、資源ごみ4種10分類とその他のごみに分けた分別収集を行い、資源リサイクルの取組を実施しております。

まず、御質問の直近5年間の資源ごみの回収量について、資源ごみとして回収している全ての種類を合計した実績値については、平成27年度が1,847トン、平成28年度が

1,786トン、平成29年度が1,644トン、平成30年度が1,540トン、令和元年度が1,563トンとなっております。

続いて、直近5年間の売払い額の状況については、平成27年度が412万4,000円、平成28年度が463万5,000円、平成29年度が1,457万9,000円、平成30年度が1,345万2,000円、令和元年度が1,432万円となっております。

直近5年間のその他プラスチックの異物混入率、資源不適率については、平成27年度が6.8%、平成28年度が7.6%、平成29年度が19.9%、平成30年度が33.9%、令和元年度が42%という結果になっております。

次に、資源ごみの品質評価ランクについての御質問ですが、ペットボトルは直近5年間全てにおいて、品質評価の判定ランクはAランクとなっております。

また、その他プラスチックの状況についてですが、評価項目が3項目あり、平成27年度は全てAランクでありましたが、平成28年度以降の4年間については、ガスライターなどが混入している状況を受け、禁忌品の項目について、品質評価が低いDランクと判定されております。

特に、その他プラスチックについて、汚れているものが混入していることによりリサイクルが行われず、約4割が埋立処分されているという結果が出ております。

今後、まち育出前講座や啓発チラシの配布を行うなど、ごみ処分場の現状を伝え、町民の皆様に丁寧な説明を行い、ごみ分別の徹底と排出マナーの向上に取り組んでまいりたいと考えております。

御質問の資源ごみの分別種類を増やし、コンテナ回収の導入など、リサイクル率を向上させ、売払い収入の確保策の検討についてありますが、まずは、現在の分別方式を町民の皆様に徹底することが優先する課題であると認識しているため、今後、様々な手法を活用して周知を行ってまいりたいと考えており

ます。

また、資源ごみの分別種類についてですが、現在、一般ごみとして回収し、埋立処分を行っているフライパンや鍋などの小型金属については、次年度から月 1 回収集を行っている資源ごみの回収時に合わせて収集を行うことができるよう、収集業者とも現在打合せを行っているところであります。

町内の大手スーパーでも、コンテナを設置し、新聞紙、雑誌類、牛乳パックや食品トレイを回収している方式も認識しております。

資源ごみのうち、古衣料については、公共施設、マナビティーセンター、コミュニティセンター、ゆうあいセンターに回収ボックスを設置し、委託業者にて回収を行っております。

第Ⅲ期埋立処分場の延命化を図り、リサイクル率を向上させるためにも、その他の資源ごみについて、公共施設内などにコンテナを設置し、回収を行うことが可能かどうか、今後検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、行政印刷物の再資源化の取組についてであります。まず最初の御質問であります町内全体における紙資源の回収状況につきましては、リサイクルができない紙類の混入が現状では一部ありますが、回収を委託している業者におきまして、適正に選別ができており、現場では特に問題が生じていないことを確認しております。

しかしながら、作業効率を図るためにも、適正なごみ分別の徹底につきましては、今後より一層周知を図ってまいりたいと考えております。

次の御質問の公文書廃棄に係る直近 5 年間の年間費用についてであります。平成 28 年度から令和 2 年度まで、順に 48 万 6,000 円、39 万 1,000 円、48 万 6,000 円、59 万 6,000 円、54 万 5,000 円の実績となっております。

公文書の廃棄につきましては、文書保存年限が過ぎたものについて、毎年度、移動式シ

ュレッダー車を所有する業者に委託の上、役場敷地内において処理期間を定め、シュレッダーによる裁断処理を行った上、リサイクル処理がなされているところであります。

ご提案のありましたペーパーラボの導入についてであります。環境に配慮された機器で、事業所で紙再生が可能など、その有効性については十分理解できるところであります。

しかしながら、機器購入の初期費用などが現在の廃棄に係る費用及び紙再生分で補える用紙代なども含めた今後のランニングコストとの比較では多額であること、また、現在の廃棄処理がシュレッダーによる裁断後にリサイクル処理を行うなど、個人情報の保護や環境への配慮がなされていることから、現在のところ、導入する予定はありませんが、公文書の廃棄方法につきましては、先進自治体の取組などを参考に研究してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12 番上杉晃央さん。

○12 番（上杉晃央君） それでは、初めに第Ⅲ期のごみ埋立処分場の使用期間が短くなった要因について伺います。

先ほどの答弁では、町の調査結果によると、計画よりもごみの性質が異なり、体積が増えたという答弁でございましたが、体積率の評価の仕方が変わったような話を委員会でも聞きましたが、その辺を町民にも分かりやすく、どういうことなのか御説明いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今の御質問について担当から御答弁させていただく前に、1 点訂正をさせていただきたいと思えます。答弁書に一部事実と違う内容がありましたので、訂正と状況の説明をさせていただきたいと思えます。

答弁書の 9 ページの紙資源のリサイクルについてであります。

中段になりますけれども、回収を委託して

いる業者におきましては、適正に選別ができており、現場では特に問題が生じていないことを確認していますと答弁させていただきましたが、この紙資源のリサイクルにつきまして、シュレッダーで裁断した紙、具体的にはクロスカット紙であります。経済情勢の変化により、引取り手がなくなっており、現在、埋立処分場において埋立てをしている状況が分かりましたので、訂正をさせていただきます。

クロスカットされた紙資源は、月に町全体で最大2トン程度あり、年間24トン前後が埋め立てられている状況であります。

なお、クロスカットされた紙資源については、費用負担をすれば、高度処理によりリサイクルが可能ということでもあります。

以上、御質問にお答えする前に1点訂正をさせていただきます。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの体積換算係数の違いについての御質問でございますけれども、当初計画では0.77という数値で計画していたものが、今回の実績では0.97という数値に変わったということです。

この原因については、体積換算係数は過去の埋立ての実績等から推計して計画するものですけれども、第Ⅰ期、第Ⅱ期につきましては、昭和62年から埋立てを始めまして、平成24年まで埋立てをしておりますが、その間に、平成8年からは資源ごみの分別収集が始まったということで、当初、埋立てをしていた瓶とか空き缶などの重たいものが分別されるようになったことも一つの原因かと考えております。

また、平成17年9月からは一般ごみの有料化も開始されたということがありますので、ごみの資源化が大きく進んだということも原因ではないかと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 令和元年6月発生の火災による覆土の関係も増えた要因だと思

うのです。火災が発生したことによって、安全対策のために覆土をしています。通常の年平均の覆土量から見てどのくらい増えたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、実績を見ますと、平成31年度は8,800立米という数値が出てございます。過去の量では、平成30年度は4,000立米です。これは、年度によっていろいろ違うわけですが、単純に言って、4,000立米が8,000立米ということで、倍ぐらいの量が入ってしまったということが考えられます。ただ、現在につきましては、一度に入れた覆土を順次掘り返してといいますか、再利用をして、現在は、覆土を新たに入れることはなく、多く入れたものを利用して覆土量を減らしている状況でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 火災によって倍以上の覆土があったということも埋立期間を短くする一つの要因であることが分かりました。

答弁の中で、その他プラスチックの資源化率が計画と比べて低くなっているということですが、最近では当初想定していた埋立量より何%ぐらい増えてきたと押さえているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますけれども、当初、資源物の資源化率で考えますと、約29%で計画していたわけですが、その他プラスチックに限らず全体の資源化率ということでいきますと、平均して19%ほどの資源化率という実績でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 次に、直近5年間の町民1人当たりのごみ処理料が平成30年度から増えております。特に令和元年が大きく増えた理由について、まずお尋ねしたいと

思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、その年によって、その処理場にかかる修繕費等によって大きく増減するものですが、特に令和元年度につきましては、火災による遮水シートの修繕に約6,200万円かかっていることから、大きく処理経費がかかっているということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） ごみ問題は、本当に生活に直結することですが、町民が排出ごみを減らすことによって処理経費も削減できます。

ごみ分別辞典を見ると、そのことについて、平成27年の決算値を使って、これだけ処理費がかかって、そのうち幾ら収益が上がっているということを町民に丁寧に説明されているのですが、こういうコスト意識も含めて町民の皆さんにもっと関心を持ってもらうという意味で、ごみの量を減らすということばかりではなく、出されたごみを資源化することによって、有価物として町の収入となり、その分を費用に充てられるという観点から、町のPRといいますか、今まではそういう面での取り上げ方は広報等でもしていないと思います。

そういったことについて、どのような取組をしたいと考えていますか。

○議長（大原 昇君） 環境衛生担当主査。

○環境衛生担当主査（水上修一君） ただいまの質問でございますけれども、昨年、広報びほろで、ごみの特集を毎月掲載しております。例えば、今、御質問があったとおり、コロナ禍の関係で昨年の春頃からは粗大ごみなどもどんどん増えてきておりますけれども、中には、置き場所がないからということで、まだ使えるものを捨てられる方も多く見受けられました。

そこで、担当といたしましては、電話で受

付をする際に、まだ使えるものかどうかという程度も含めて、まだ再利用が可能なものであれば、皆さんに使えるものは使っていたきたいということをお伝えした上で、町内にリサイクルショップなどもございますので、そちらで確認するなど、極力、ごみとして捨てないように担当としてもお伝えしており、毎月の広報誌でも周知しております。

今後も、より一層、周知を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 確かに、大都市ですと、リサイクルセンターを公共施設としてつくって、一般の方に買いに来ていただくということでリサイクルをしています。美幌では、そういった施設を用意してやるということとはなかなか難しいと思います。

今の説明のように、町内にあるリサイクルショップなどに持って行って、わずかな金額でも引き取ってもらえれば、処分料を払って処分しなくて済みますので、そういった面で、ぜひ今後も積極的に取り組んでいただきたいと思います。

今回、町としては、こういった状況を町民の皆さんに知っていただくため、今月の広報でその実情を初めて知らせています。

私も3月号を見ましたが、登栄ごみ処分場の現状をお伝えしますということで、私が質問している状況について、町民の皆さんへ知らせています。これにより、町民の皆さんも、こういうことを知らないで、埋立期間がそんなに短くなってしまうのかと、危機感や理解を深めると思うのです。

答弁の中に、処分場の軽微な変更による延命化とありました。また、最終覆土厚の変更ということで減量化をしたいということだったのですが、この軽微な変更とはどういうものなのか、覆土厚をどういうふうに変えるのか、その辺の内容について御説明いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますけれども、埋立容量の10%以内であれば環境省等の許可を要しないで、届出によって埋立ての増量が可能になるということが一つございます。単純に10%ですので、9万7,000立米の10%の9,700立米の容量が増やせる分と考えております。

もう一つは、最終覆土、全てのごみを埋め終わった後に一番上にかぶせる土の量ですが、通常の計画では1メートルの厚さで覆土するところを、軽微な変更の届出ということで、半分の50センチメートルに減らすことで、約7,000立米の増量が可能になると考えているところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 行政でできる範疇で努力をして、少しでも当初計画に近い利用ができるようにしていくということは本当に大事だと思います。

質問させていただきましたが、近隣市町へ一部ごみ処理の委託をする可能性ですが、焼却施設を持っている自治体に費用を払ってお願いできないとか、埋立てで一番負担になっているのは生ごみで、それは美幌町の大きな課題となっていると思います。そういったものの共同処理の可能性を、ぜひ近隣市町と協議してみるべきではないかと思いますが、その辺についての現状での町の考え方を再度お尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますけれども、近隣では津別町が来年度から北見市にごみの焼却をという情報がございまして、1市4町によります定住自立圏構想を組んでございますことから、美幌町といたしましても、北見市におきまして、そういったことが可能かどうか、一度お伺いして実際にお話を伺っておりますが、内容としては、処理能力的に美幌町のごみの容量を全部受け入れるのは今の時点では不可能だという返事をいただいているところでございま

す。

その他、近隣の市町村がありますので、今後、いろいろな可能性を含めて探っていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） 生ごみの各町との連携というお話でございますけれども、近隣では、津別町が生ごみの堆肥化ということで取り組んでいるかと思えます。生ごみを分別して堆肥化するとなりますと、そもそも収集の方法から変えなければならないということがございます。

今、美幌町では、燃えるごみ、燃えないごみを全く関係なく集めていますので、生ごみを堆肥化するとなりますと、生ごみだけを別に、それも、かなり厳選して集めないと、異物が混入しますと堆肥にならないということがありますので、そういったことを総合的に考えて、それが可能かどうかにつきましては、今後、一般廃棄物処理基本計画の中で検討をしてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 人間は物を食べて生きていくという意味で言えば、生ごみというのは永遠に出てきますので、それらが処分場に負荷を与えている。他の自治体の資源化でも、出来上がった肥料を有償で配ることはほとんど実現できなくて、市民に配る程度です。だからこそ、こういった共通の課題について、先ほどありました北見市を中心とした広域での取組を自治体として共同研究するか、すぐにはできなくても、実現に向けての検討をぜひして欲しいと思います。

二つ目の質問に移りますが、ごみの減量化とリサイクル率の向上対策の関係です。

平成27年度から令和元年度の資源ごみの回収量が一部の品目を除いて減少しています。これは残念なことです。

平成27年度と比べると、全体ではマイナス15.4%です。分類別に見ると、紙類でマ

マイナス22%で、そのうち新聞紙が何とマイナス34.6%です。瓶類がマイナス16.1%、プラスチック類がマイナス4.9%、古衣料がマイナス23.1%ということで、リサイクル率が非常に減少するという残念な結果になっています。

減少の原因は、全体としては人口減もあると思いますし、新聞類で言えば、私の勝手な思いですが、最近、新聞は購読者が減ってきているし、新聞を買っては見ないということもあるから、これはある程度想像できると思いますが、全体としてリサイクル率の向上を目指すべきところが、逆に過去5年でこういう残念な結果が出てきております。

そこで、現状の美幌町のリサイクル率というのは、先ほど29%の計画が19%ぐらいになったということで、全体で押さえている町のリサイクル率は何%ぐらいになっているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） 今、議員から御指摘のあった新聞紙類のリサイクル率がかなり減っているということにつきましては、民間の大手スーパーに新聞紙類を持って行きますとポイントを換算してくれるということがございますので、恐らく、そちらにかなり流れているのだと思います。数量までは押さえていないのですけれども、そのためにこちらで集めている紙類が減っているのではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 環境衛生担当主査。

○環境衛生担当主査（水上修二君） ただいまのリサイクル率の御質問でありますけれども、直近の令和元年度につきましては、全体の排出量が6,947トンございまして、そのうち資源化できたものが1,480トンとなりますので、令和元年度につきましては18%という数値になってございます。

また、平成27年10月から第Ⅲ期処分場のほうで埋立てを開始しておりまして、それまでの分を全て考慮すると、約19%という

数値となっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 平均して19%、直近では18%ということです。

ごみで非常に成果を上げている自治体の例を紹介したいと思いますが、鹿児島県の大崎町は、混ぜればごみ、分ければ資源ということを含い言葉に、27品目の分別を実施して、国連が掲げるSDGsの達成をごみ処分の主要な目標にして取り組んでいます。

その27品目を見ますと、美幌町よりすごく多いように見えますが、分けが細かいというのが特徴です。例えば、瓶類で言うと、いわゆるビール瓶などの買取りをするリターナブル瓶のほかに、茶色瓶、無色透明瓶、その他瓶などと、全てをきれいに分別して収集しているのです。

紙類については、美幌町ではやっておりませんけれども、コピー用紙とかシュレッター用紙、紙箱、包装紙、その他の紙ということで、分けを細かくしています。

そのほか、割り箸と串ですね。焼き鳥などの串です。それから、陶器類、瀬戸物です。それから、草木・剪定くず、落ち葉などということで、27品目に分けて非常に細かくやっています。2018年度には83.4%という驚異的なリサイクル率となっておりまして、2006年から12年間連続で日本一のリサイクル率になった自治体であります。

ただ、ここも美幌町と同じように、ごみが増えてきてどうしようか、焼却施設か、埋立施設か、どうしようかという最終的な判断の中で、焼却施設は投資が必要で自治体にとっては非常に重い負担になるということから、埋立処分場でいこう、そのためには徹底したリサイクルをしていこうということで、平成2年につくった埋立処分場を、美幌町と同じように15年間の計画期間だったのですけれども、現状で資源化率が84%ということで、埋立てごみが大幅に減った結果、現在の処分施設はさらに40年から50年利用できると

ころまで資源化を図ってきているのです。

これは、本当に全国でもトップクラスのリサイクル率なので、そこと比べて美幌町がどうだというのはなかなか難しいと思いますが、同じように悩んで、処分場を整備したときに、住民の皆さんと向き合って、ごみを27分類して、衛生自治会という組織をつくって、150ぐらいの地域に分けて、延べ450回の説明会を開催する中で取り組んできて、長年かけて処分量を減らしたのです。

ここは、平成10年の4,382トンの埋立量が、平成29年には708トンまで落ちているのです。徹底した資源化によって、こういった成果を上げてきております。

先ほど話したように、美幌町で一挙にリサイクル率を上げることは難しいと思いますが、ぜひ町としても、こういう先進的な取組を調査していただきたいのです。

ごみの量というのは、何よりも町民や事業者の皆さんに分別の徹底、協力をしていただかなければ減らすことができませんので、今後、第Ⅳ期の計画をつくっていくわけですが、できるだけ長期間利用できる処分場計画となるように、意欲的に計画づくりをするべきだと考えますが、町長の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） ただいま大崎町の事例を紹介いただきました。私も、今回御質問いただいて、いろいろ勉強させていただいた中で、何がポイントなのかと思っています。

今回、皆様に処分場の寿命というか、本来使える期間がかなり短くなったという話の中で、次期計画に対しては、例えば、埋立処分場を次につくるときは最終処分場という意味の中においては、埋立ての量を軽減するために前段で何か処理をしなければいけないとなったときに、焼却施設をつくるという考えが今のところあります。

その焼却がいいかどうかについては、国はエネルギー回収型の廃棄物処理施設と最終処分場といっているのです。そこを私も失念し

ていて、要するに、埋立てを少なくするために焼却という考えなのですけれども、今、国はゼロカーボンということを将来に向けて進めている中において、二酸化炭素を出さないということを考えたときに、本当にそれがどうなのかということも考えております。

それから、先ほど広域化の質問をいただきましたけれども、今回、ごみの問題が出て、内部で協議したときに、ごみ処理施設は、非常に高額な管理費もかかるし、特に焼却については施設をつくるプラス維持管理費が高いということで、大崎町の論議の中にあるように、こういうものについては広域化を図るべきではないかということで、実際に打合せはさせていただいています。

北見については、タイミングがなかなか合わないということがあるのですが、今の施設に生ごみも含めて美幌町も入れていただきたいというお願いにも行っております。今のところ、津別町の分は入れられますけれども、美幌については無理ですという話をいただいています。

答弁書に書きましたように、美幌町と更新時期が重複するというところで、これはどういうことかということ、今、斜網地区が今後どうしようかということで、私どもの状況は、タウンペーパーに書かれたり、網走の状況を書かれたりした中で、これもお話をさせていただいています。

そういう中で検討できないだろうかということで、これも、一緒にやるということではなくて、広域化の可能性をみんなでしっかり見定めるということで、美幌町も入ってやることに了解いただいています。

そういった中で、今後、施設をつくるときには、いろいろと御指摘いただいたことを踏まえて、しっかり計画をつくる必要があると思いますし、まずは今の施設を延命化することです。大崎町のように資源化率が80%以上になれば、美幌町であれば、平成30年度で7,000トン出ていまして、7,000トンの8割といたら、相当の減量にな

ります。ですから、まずはリサイクル率を上げる努力を皆さんとしていかなければいけないと思っています。

その中で、キャッチフレーズの混ぜればごみ、分ければ資源というのは、そのとおりなのです。衛生自治会という組織をご紹介いただいていますが、これは、行政主導ではないのです。町民にきっかけを示したのは行政ですけれども、そのことで町民がこれでは駄目だよなと考えて、そういう動きになっていたかどうか、そこがポイントなのかなと私は考えております。

そういう気持ちにさせるのは町長の役割ではないかというのであれば、それは努力していかなければならないと思います。

今回、いろいろなことを紹介いただきましたので、しっかりと考えながら、現在の処分場の在り方、次期計画の在り方を考えていきたいと思っています。

○議長(大原 昇君) 12番上杉晃央さん。

○12番(上杉晃央君) 町長も大崎町の取組を調べられていますので、状況は承知しているということでした。

私も調べていく中で、町が提案して、行政の中でそのことに情熱を燃やして、町民の中に深く入って、理解者を増やして、150の地域にリーダーを育てていった、その人たちが今は中核になって、毎年1回、リーダー研修をやりながら取り組んでいるということです。

まずは行政主導でやっていくことで住民の理解を得るというのは大切なことだと思いますので、第Ⅳ期に向かって、そういったことも含めてしっかり取り組んでいただきたいと思います。

細かなことですけれども、例えば、私ができることは、買物に行くときマイバッグを持ったり、ペットボトルを買わずに、マイボトルを持つ、あとはマイカップです。議会でも紙コップを使っていますけれども、紙資源の節約をするならマイカップにする。私は、旅行に行くときにマイ箸をずっとやっています。

もちろん、割り箸は、端材を使うので、大したことはないですけれども、ごみとして出せばやはり処理費用がかかるので、町民ができるようなマイ運動みたいなことも、これから取り組まれる住民との話合いの中でも広めていただきたいと思います。

場合によっては、すごく突然な話ですが、美幌町のごみ緊急事態宣言みたいなものを町長が発して、そういった危機感を持って町民の意識改革をしていきながら、大崎町になるまでには相当の時間がかかると思いますが、美幌町も、SDGsの取組や森林の取組を通じてCO₂の削減ということをやっておりまして、その活動にも当然結びついてまいりますので、行政が主導しながら町民の意識改革に全力で取り組んでほしいと思います。

最後に、行政印刷物の再資源化についてです。

答弁では、現在の回収方法で個人情報の廃棄や費用としても特に問題は生じていないということでした。確かに、そんなに多くのコストをかけて処分しておりませんし、シュレッダーということで個人情報も問題ないことになっています。ペーパーラボ自体は世界的に非常に評価されている機械であります、導入に2,000万円以上かかると言われています。もちろん、実際に再生するときに、A4判、A3判の2種類のサイズにできますし、紙の厚さも変えられます。あるいは、インクを使うことによって色紙にも再生できるということや、例えば名刺をつくとか、汎用性を持っています。

もう一つ感心したのは、先ほど言ったように、一関市のほか、秋田県、長野県で導入していますけれども、ある自治体では、これを障がい者の雇用の場として、障がい者に再生作業をしていただいているという事例もありました。

2,000万円以上という高額な投資になりますが、その可能性や、先ほど話したSDGsにつながるということも含めて、ぜひ導入事例を調査した上で、今後も検討して

ほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 内容的には、答弁させていただいたことと変わらない気持ちであります。

ただ、今、上杉議員がおっしゃったように、今後、リサイクルに町を挙げてとか、いろいろ関わる人を増やすとか、雇用の考え方とか、ある意味では、リサイクル率を上げることによって経費が非常に削減されるということであれば、今、お話をいただいたことも検討可能なのかなと思います。それはすぐにではないですけども、今は役場の紙のリサイクルについてはこういう状態で、コストとか、実際に人がついたりという形でやらせていただくのは難しいですが、広範囲に研究したいという広い意味では、今後、考える余地はあるのかなとご理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） いろいろ提案しましたので、今後、行政側の検討を期待したいと思います。

最後に、ごみ問題で、最近、私自身が相談を受けた事例として、高齢の障がい者など、ごみ出し困難者が増えてきています。

今後ごみ問題を考えていくときに、ぜひ町でもごみ出し困難者の問題も検討課題として視野に置きながら、ごみ処理対策について検討いただくことを最後にお願ひしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） これで、12番上杉晃央さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開は、11時10分とします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

3番大江道男さん。

○3番（大江道男君）〔登壇〕 私は、通告しております2項目について、以下質問してまいります。

第1は、新型コロナウイルスのワクチン接種についてでございます。

1点目は、ワクチン接種につきましては、相当長い期間にわたると思いますが、医師、看護師などの人員確保、接種体制確立の見通しについて、まずお伺いをいたします。

2点目は、医療従事者、高齢者、高齢者を除く基礎疾患のある方、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳の者、この方々はワクチン接種順位の上位に位置づけられますが、美幌町におけるそれぞれの実数についてお伺いをいたします。

3点目は、高齢者につきましては、当初、政府は早くても4月1日以降からの開始と発表していますが、現段階で美幌町の開始時期、接種場所、集団接種、個別接種、入所施設等での接種、自宅接種などについてお伺いをいたします。

また、移動困難対象者への対応についても伺います。

4点目は、優先接種の対象となる13項目の基礎疾患のある方、BMI30以上の肥満の方の把握方法について伺います。

5点目は、クラスター発生の可能性の高い高齢者施設等従事者へのワクチン接種時期について伺います。

この点の2項目めは、感染検査の徹底について伺います。

国は、高齢者施設、障がい者施設でのPCR等の定期検査実施の一層の取組の推進を要望しております。

美幌町でも、クラスター発生防止のため、事業者が行うPCR検査、または国保病院の抗原定量検査に対して、緊急包括支援交付金を活用し、全額補助での実施に踏み込むべきと考えますがいかがでしょうか、伺います。

2項目めは、生活保護についてであります。

コロナ禍における生活保護の円滑な実施について伺います。

新型コロナウイルスの感染が拡大していない状況でも、美幌町内の景気は深刻な落ち込みが続いています。全国各地で解雇、雇い止めが増加する中で、生活保護申請権が脅かされ、生活保護を受けられない事態が後を絶っておりません。厚生労働省は、生活保護の円滑な実施に向けて、昨年来、事務連絡等を次々と発出し、実施機関に対して対応の改善を求めています。

このような状況の中、次についてお考えをお聞きいたします。

昨年1年間の生活保護実施状況について、過去の状況との比較を含めて、状況を伺います。

2点目は、扶養義務者に対する扶養照会の改善、現に住居のない生活困窮者への対応、稼働能力の活用、自動車保有の是非、生命保険等の加入など、弾力的に取り扱われることとなった点について、美幌町での取扱いを伺いたいと存じます。

取りあえず、最初の質問でございます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 大江議員の御質問に答弁いたします。

新型コロナウイルス感染防止対策について。

初めに、ワクチン接種についてですが、令和3年2月16日付、厚生労働省通知において、国は、予防接種法の規定に基づく新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種の接種期間を令和3年2月17日から令和4年2月28日までとし、対象は町内に居住する16歳以上の者と示しました。

御質問の1点目、人員確保と接種体制確立の見通しについてであります。町では、美幌医師会に御協力をいただき、国の通知に基づき、接種体制について協議を重ねているところであります。接種の体制の詳細が整い次第、町民の皆様にお知らせできるように努めてまいります。

御質問の2点目、美幌町における接種対象者であります。国では、接種対象者の算定方法を総人口に対して、医療従事者は3%、

基礎疾患を有する者、20歳から64歳は6.3%、高齢者施設等の従事者を1.5%としています。

美幌町で把握しております人数は、医療従事者686人、令和3年1月1日現在、65歳以上の高齢者は7,107人、基礎疾患のある方は、町での把握が難しいため、国の算定方法に基づいた算出では1,193人、高齢者施設等の従事者は397人、60歳から64歳の者は1,394人となっております。

御質問の3点目、美幌町における接種開始時期についてであります。国のスケジュールに合わせて準備を進めており、個別接種については、御協力をいただける町内の医療機関で行い、集団接種についてはしゃきとプラザでの実施を予定しております。

介護老人保健施設及び介護老人福祉施設につきましては、施設内で接種できるよう準備を進めてまいります。

また、移動困難対象者のうち、訪問診療等を受けている方は、訪問時の接種を想定しております。

御質問の4点目、基礎疾患のある方の把握方法につきましては、現時点では本人からの申請により、優先者として接種を受けていただくことを想定しております。

御質問の5点目、介護老人保健施設及び介護老人福祉施設等の高齢者施設等従事者への接種時期につきましては、施設入所者と同時に接種を行うこととなります。

次に、感染検査の徹底のため、事業者が行うPCR検査に対する補助についての御質問であります。国からも高齢者施設従事者等の検査の徹底について要請が出されているところであります。

高齢者及び障がい者施設におきましては、感染防止対策に努めていただいていることから、当町では、幸いにも感染者は出ていない状況であります。クラスター発生防止のためには、検査体制の拡大は重要と認識しているところであります。

美幌町では、国保病院及び美幌町PCR検

査センターで行政検査を実施しておりますが、行政検査以外の検査拡大は困難な状況にあります。そのため、最近では、検査キットの開発により民間検査機関による検査の実施が可能となったことから、医療従事者、高齢者施設の入居者及び従事者を対象に検査費用の助成を行い、効果的な感染防止対策を実施し、施設でのクラスター防止に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

大きい2点目、生活保護について。

コロナ禍における生活保護の円滑な実施についてですが、全国的生活保護受給者数は、リーマンショック以降に急増し、平成27年3月ピークに達した後、減少に転じ、令和2年10月分の概数保護率は1.63%となっております。

また、道内における保護率は、令和2年10月数値で2.96%であり、郡部で1.81%、市部が2.45%と、市部での保護率が高い傾向になっており、オホーツク管内の保護率は1.15%と、14振興局中、宗谷、上川に次いで低い保護率となっております。

御質問の過去の状況との比較を含めた昨年1年間の生活保護実施状況についてであります。本町における平成31年3月末現在の保護世帯数は251世帯、保護率は1.57%であり、令和2年10月数値では、246世帯、1.58%で、ここ数年は大きな変動もなく推移しております。

一方、近年の超高齢社会を背景に、今後も高齢者人口の比率増加に伴い、高齢者保護世帯の増加が見込まれると予測されております。

2点目の扶養義務者に対する扶養照会の改善、現に住居のない生活困窮者への対応、稼働能力の活用、自動車保有の是非、生命保険等の加入など、弾力的に取り扱われることとなった点についてであります。郡部における生活保護の決定機関は北海道であり、オホーツク総合振興局に確認したところ、本町において、新たな弾力的取扱いとして運用された件はありませんでした。

本町の役割としましては、相談、書類作成支援、書類進達が主な業務となっておりますが、最初に相談を受ける場合が多く、相談者は、様々な問題や困難とともに、不安や混乱した気持ちを抱えて訪れることから、訴えを傾聴し、何が問題なのかを整理し、書類の進達等、速やかに対応してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上、答弁をいたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 再質問をしたいと思います。

重点的に接種を受ける新型コロナウイルスの接種体制について、基本的には美幌町として三つの診療所、しゃきつとプラザでの集団接種が軸になっていくのだと思います。そして、高齢者施設等については、訪問をして施設内で接種できるような体制が取られていると思うのですが、その基本的な体制についてお伺いしたいと思います。

ワクチンの供給そのものが非常に不安定なので、計画を立てにくいということなのだろうと思いますが、仮に潤沢にワクチンが提供されたことを想定した場合に、1週間当たり、それぞれの診療所での個別接種、あるいは、しゃきつとプラザで週末に集団接種を行うということなのですが、そこでの接種数の見込みはどのような展開になるのか、想定数でお示しをいただければと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまのワクチンの接種の予定ということですが、現在想定しておりますのは、まず町立病院の国保病院で個別接種を行い、美幌医師会所属の各医療機関において個別接種をさせていただきたいというお話をしているところでございます。

その接種の数ですが、詳細は今後詰めていかなければならないのですが、今、お聞きしているのは、診療所は今のところ4か所に内諾をいただいております、1か所当

たり、1週間で約90人ほどを受ける体制ということで考えてございます。

集団接種につきましては、仮に日曜日の1日とした場合なのですけれども、1日当たり約200回分、200人分の接種を予定しているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（大場圭子君） ただいまの御質問にお答えいたします。

ワクチン接種の実施医療機関につきましては、病院が2か所、診療所が4か所ということで、町内では全部で6か所で接種を行うことになります。

今、1日にできる接種数等については、医療機関と調整中ですが、今のところ、1日当たり90人程度ということで、1週間では450人という試算をしながら実施体制の協議を進めているところです。

集団接種につきましては、休日の日曜日に接種することを医師会と協議しているところでありまして、1回当たり230人程度の接種を見込んで調整を進めているところです。

ワクチンのめどにつきましては、国からいろいろと情報が出されているところであります。

3月1日付の直近の通知では、4月26日の週には全市町村に1箱ということで、ワクチンで言うと195本、975回分のワクチンを配送する予定であるという通知が出されました。

美幌町におきましては、ワクチンの納品日が決まり次第、高齢者の方に案内を送付して、実施できるよう準備を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 順調に進めば、集団接種が26回と計算されているようですので、26週で必要な方々の接種がおおむね終わるかと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（大場圭子君） 現在の段階では、そのような考えで調整を進めているところであります。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 認知症や障がいを持っている、あるいは非常に高齢で移動が困難など、訪問診療等を受けている方々については、具体的にどのような対応を検討されているのでしょうか。それは安心できる、大丈夫という状況にあるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（大場圭子君） ただいまの御質問にお答えいたします。

訪問診療等を受けていらっしゃる方についてですが、医師会と協議を重ねる中で、往診を受けている方は、インフルエンザのときもそうするように、家庭での接種をお願いしていく予定です。

そのほかに、移送サービスを使われている方は、そういうサービスを使っていただきながら接種会場に移動していただくと。

やはり、町として、どのような困難な状況があるのかということ把握し切れていない現状にあります。接種に来ることが困難である方につきましては、様々な地域の方のご協力をいただきながら、その状況に応じてできる対応を協議してまいりたいと考えておりますので、地域の民生委員の皆様や介護職員の方に必要な情報をお伝えしながら、接種を希望する方が接種できるような体制を、行政の中でもできる範囲で実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 材料が十分そろっていない状況の下で、しかも情報がなかなか入らない状況の中で計画を立てるので、担当している役場とか、その中の担当部局としては非常に頭を痛めている状況は推察できます。頑張っていたきたいと思います。

ただ、もう一つ感じておりますのは、医師や看護師や役場の職員の方々は、この間、2

6週にわたって、ほとんど休みなく働かざるを得ない、従事せざるを得ないと思うのですが、現状の体制の中で、町民の協力を求めざるを得ないという状況はないのでしょうか。

例えば、試験的に先行してやっているところでは、ボランティアの必要性ということも指摘されているのですが、美幌町では大丈夫ですという状況なのか、それとも、一般町民のボランティア的な協力は避けられないという場面はあるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますけれども、まずは全役場を挙げて、その中で対応を図ってまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） いまだかつて取り組んだことのない、基本的に16歳以上の全町民を分母とした取組になります。もちろん、強制ではありませんので、受けたくないという方々が一定数出るのは当然ですけれども、町民が手を挙げたときには遺漏なく接種ができるということを想定されていると思います。

先ほど、一部は推計値でしたが、重点的に接種を受ける方の実数を確認しました。問題は、それ以外の16歳以上の全町民ということになると、本当に膨大な数字になってまいります。知らせること、希望をしっかりと調整すること、あるいは出かけていかなければワクチン接種ができないということもありますので、その点については、ぜひ緊張感を持って進めていただければと思います。

次の点に移りたいと思います。

介護老人保健施設及び介護老人福祉施設等の高齢者施設従事者への接種については、施設入所者と同時に接種を行うということでもあります。この対象施設は幾つもあるのだろうと思うのですが、高齢者というくくりからいけば、相当早い段階の接種になるのだろうと思うのですが、これを実施するに当たっての課題はありますか。

○議長（大原 昇君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（大場圭子君） ただいまの御質問であります。介護老人保健施設につきましては、施設内で実施するというので、今後、具体的な協議に入るところですが、入所者数はそれぞれ100名程度いらっしゃるということで、従事者も同等数以上の方がいらっしゃることを想定しております。

体制を検討していく上で、ワクチンの納入がどれくらいあるかが一番難しい点となっておりますので、ワクチンの納品状況を確認しながら、どれくらいずつ接種をしていけるのか、施設と協議しながら、医師会の協力もいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 全体に関わる問題ですが、1瓶から6回取るということで対象人員をあらかじめ割り当てていくことになっていると思いますけれども、端数が出た場合の処理についてはどうなるのか。

最近では、うんと低温にしなければならないということでもなさそうということですが、町民からすれば、手を挙げれば余った分を早く接種してもらえののだろうかということですが、残余の取扱いについてはどのようにされるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（大場圭子君） ワクチンの残余についての御質問ですが、ワクチン接種の予約につきましては、コールセンターに委託をする予定でございまして、ワクチンの納入に見合った予約数を取る予定をしております。

その中で残余が出た場合には、どういう体制を取ればワクチンを無駄にせずに接種できるのか、集団接種の場合であれば希望する方がすぐに来て接種ができる体制を考えるのか、そういうことが起きない体制をどう取るのか、職員を動員するのか、それはいろいろな工夫があるかと思いますが、ワクチンが無駄にならないような、接種体制も含めた詳細については、今後検討していきたいと考えております。

す。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） ワクチンの供給がどうなるのか、現状では非常に不確定要素を持っていて、円滑な接種の状況については、どなたも大丈夫だとは言えない状況の中で進められるということで、そこは神経をとがらせながら実施していただきたいと、期待を込めて申し上げたいと思います。

そこで、これはワクチン接種に全く関係がないわけではないのですが、必要なところにPCR検査を行うということの質問をしたいと思います。

第1回目の答弁で、PCR検査に対する補助については、民間の検査機関による検査を前提として、医療従事者、高齢者施設の入所者及び従事者を対象に行うということで、取りあえずほっとしております。

ワクチン接種の目的は、接種した本人が感染する可能性はあるが重症化しない、発症を防ぐということで、一定の数値も出されているわけです。しかし、コロナウイルスを他人に感染させる可能性については知見が得られていないということなので、大変大事な取組になるのではないかと考えています。

私どものしんぶん赤旗の調査が先月12日付で行っているのですが、全国18都府県で、高齢者施設などの社会的検査を開始するということです。今後、実施計画があるという7県を含めれば25の都府県ですから、47分の25となります。これは、いずれも3月中にという国の方針に基づいているのですが、高齢者施設などでの検査が一斉に始まりません。

そこで、私は幾つか調べてみたのですが、例えば、札幌市では、3月から高齢者施設、障がい者支援施設、療養病床がある医療機関など、合計580か所で、4万2,200人を対象にして、月1回のPCR検査を半年間行うことを決めたようでございます。

PCR検査は、いろいろな説があるのです

が、一般的には繰り返し実施する必要があると言われていています。美幌町にも高齢者施設は幾つもありますので、対象となる施設等は具体的にどこなのか、また、検査はどういう間隔で行われるのか、期間的にはいつ頃までやられるのか、このことについて再度お聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますけれども、高齢者施設の従業者の検査の徹底についてということで、厚生労働省からも通知が来てございます。

それを基に、町といたしましても、町内の高齢者入所施設、具体的には介護老人福祉施設、介護老人保健施設、そのほか、グループホーム等、障がい関係の入所施設等を対象と現在考えてございます。

対象者については、従業員、入所者ということですが、例えば、新規に入所する方や、従業員であれば町外に行ってこられた方も対象とするほか、施設として検査したいという場合は、最初の答弁で申し上げました民間の検査キットを考えております。施設側が自分たちでキットを購入して検査をし、その費用を町として助成してまいりたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） PCR検査は、高齢者施設等では、反復、継続してやらざるを得ない状況にあると思うのですが、どのぐらいの間隔で、どれくらいの期間でやる予定なのかをお聞きします。

あわせて、検査は1人につき1検体でやる方法もちろんありますが、国でも、一般的にはプール方式の検査が結果的には安上がりになるということです。現段階では、4検体をプールして費用を4分の1程度にすることができているということで、実施例も幾つもあるのですが、町としては、もちろん創生臨時交付金を当てにしてやるのだと思いますが、限りがあるということから、できるだけ費用

の節約が求められているので、プール方式についても検討されていると思うのですが、その辺の状況について、もし固まっているのであればお示しをいただきたいのです。

あわせて、従来、検査の精度を高めるためには、唾液では駄目だという時代がありましたが、今日では、他人へのくしゃみなどでの接触も避けられるし、精度はより高いということで、いろいろな研究者の中から、唾液で安全に検体を取れるということで、唾液を使ってやるべきだという見解が主流になってきているということで、取り方などについても、既に明らかになっているのであればお示しいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの検査の間隔についてですけれども、今考えておりますのは、強制的に毎月1回ということではなくて、施設側が必要と判断して実施した検査に対して助成をしてまいりたいと考えております。

また、検査方法につきましても、国ではプール方式を補助の対象にしてもいいという通知があったところですが、今考えておりますのは、民間の検査キットによる検査を考えておりますので、あくまでも1人1検体での検査を考えているところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 高齢者施設等の希望がどういう状況になるのかということも、もしかしたらこれからなのかと思いますが、国で示しているもので言えば、特別養護老人ホームや、美幌町にはありませんけれども、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、あるいは介護老人保健施設、認知症グループホーム、サ高住も美幌はないと思いますが、結構広い範囲で認められています。

それに加えて、美幌町としては、医療機関についても対象とするということなので、いつをめぐにこの制度がスタートできるのかということも含めて、現状で構想されている高

齢者施設、医療施設も含めたPCR検査徹底の始まりはおよそいつ頃と想定されているのか、お示しいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの検査の開始時期ですけれども、新年度からと考えてございますので、新年度の早期に検査できるように進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） コロナウイルスワクチンの全町民といいますか、16歳以上を対象とした接種と、美幌町としては初めて、医療従事者、高齢者施設等の入所者を含む従事者への検査が始まるということです。今のところ、発症の事例は出ていない町ですから、今後の安全の大きな担保が取れると思いますので、大変な状況だとは思いますが、ぜひ積極的に進めていただきたいということを申し上げて、次に移りたいと思います。

コロナ禍における生活保護の実施状況については、最初の答弁で、美幌町は例年の趨勢で推移しているということだと思いますが、私はそのことを危惧しています。

国が全国民に対して一律の給付金を考えたり、飲食店などをターゲットにして協力金を出すということで、景気の落ち込みも大変ですし、大量の失業者も出ている状況の中で、国もようやく重い腰を上げて、厚生労働省のホームページで、生活保護の申請は国民の権利です、生活の保障のために生活保護を活用してくださいと呼びかけたり、通知も出されたりしています。

答弁の中で、確かに美幌町は実施機関ではなくて、決定するのは北海道であり、オホーツク総合振興局ですが、北海道でもし変わっているとすれば、昨夜、北海道のホームページで見たところ、扶養義務者に対する調査については変わったと思います。扶養を期待できる方に対して、その扶養能力を調査することとされていますというところが少し変わったと思います。

どこが変わったのかと見ていたのですが、せいぜいそれくらいで、オホーツク総合振興局のホームページにはこの部分が一切ないのです。

厚生労働省は、都道府県や政令指定都市などに対して、このような取扱いをなさいと言っているのですけれども、肝心の国民には何が何だか分からないということなのです。

従来から、生活保護の申請をすると、親や兄弟、おじさん、おばさんも含めて、あなたは面倒を見られないのかという通知が行くので、恥ずかしくてとても申請できないとか、車を処分しなければ生活保護を受けられないから、とても大変で苦しくても生活保護の申請はしないと、生命保険を解約しないと受けられないなどで、やはり踏み切れないという例がずっとあるのです。

そういう現場に対して、厚生労働省の連絡文書は、申請をためらう状況にある人たちには届かないという中身となっています。窓口は美幌町役場なので、多分、見ておられると思いますが、いかがでしょうか。これをもって、国民の権利として、大変なときには生活保護を受けようという気になるのでしょうか。いかがですか。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） ただいまの御質問でございますけれども、議員がおっしゃったように、町は相談窓口ということで、オホーツク総合振興局の指示に基づきまして、相談を受けましたら、振興局に確認しながら対応してまいります。

また、相談票も振興局の様式に基づいて記載しながら、不明な部分を整理して、他の制度を活用できなければ生活保護の準備ということで、申請書類などをそろえて事務手続を進めているわけでございます。

今回、コロナ禍という中で、令和2年4月から2月までの分でございますけれども、申請数が14件ございました。

お話を聞かせていただいて申請している状況でございますが、そちらの対象にならなかつ

た部分につきましては、収入状況とか、従来の形で取り扱わせていただいた後、対象とらなかった、もしくは本人が申請を取りやめたということがございまして、コロナ禍において保護の対象となり開始された方は、振興局に確認したところ、いなかったということです。

議員がおっしゃるように、厚労省からの通知が北海道にも届いていることは確認しておりますし、そちらの運用はほとんどが従前も取扱いされてきたという内容でございまして、それ以外の新たに追加された部分についても確認させていただきまして、車の所有期間の延長などですが、そういった対象はなかったということで、生活保護の相談にお越しくださる町民に対しましては、安心と言い切れるかどうかは難しいのですけれども、まずはご相談いただける状況をつくっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 時間がもうありませんので、申請に行くことがためられる状況に置かれている人たちに対して、令和3年1月29日の事務連絡は、今までも連絡しているけれども、より徹底してほしいということで、言ってみれば再三の通知です。

その中身は、稼働能力の活用についても機械的にしない、あるいは自動車の保有についても、一時的な収入の減少で必ず必要とされるような状況が想定されれば持っていてもいいですよと、保険の取扱いについても同様のものがあります。

今までは、働く能力があるのだから働きなさいということで、窓口で帰されることが結構ありました。美幌町でという意味ではないです。そういう状況の下で、こんなにつらい思いをするのであれば行かないと諦めている方が、美幌町を含めてオホーツク管内全域に基本的に存在しているのだと思います。

私は、できるだけ多くの方にこの中身を分かってもらいたいということが必要だと思いますので、何かの方法でPRできないかと思うの

ですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、国からも、再度、そういった保護に該当するようときにはきちんと説明をなさし、不適切な対応をしないようにという通知がございますので、町といたしましても、今後ともその辺をしっかりと周知しながら、そして、民生委員等も通じて住民に不利益がないように周知してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これで、3番大江道男さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、13時30分といたします。

午後 0時11分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君）〔登壇〕 私は、さきに通告してあります3点、3項目について質問いたします。

まず1点目は、峠の湯びほろの環境整備についてです。

峠の湯びほろの浴場の安全対策について。

峠の湯びほろは、開設から24年が経過し、劣化が著しい箇所を修繕しながら現在に至っています。根強いファンも多く、町の施設では来場者が一番多い、町民に愛されている施設であると思います。

ただ、利用される高齢者の中には、足腰が弱くなり、滑りやすい洗い場を歩くのが怖いとの声が聞かれます。マットなど、何らかの工夫で洗い場の安全確保対策を取るべきと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

2点目は、衛生行政についてです。

ごみ処分の考え方について。

第Ⅲ期埋立処分場残余容量調査から、計画より使用期限が早まるとの結果が示されました。今後は、今まで以上にリサイクル等に取り組まなければならないと考えます。

例えば、樹木の剪定による伐採木の資源化や、優良な資源が含まれている紙おむつのリサイクルなど、広域的に取り組むことも視野に入れ、調査研究を進めるべきと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

3点目は、教育行政についてです。

美幌高校生の資格取得への支援について。

美幌高校の生徒確保については、近年の少子化もあり、近隣市町と競い合っている現状です。美幌高校には、普通科、生産環境科学科、地域資源応用科があり、それぞれ多くの資格を取ることができますが、資格取得には個人の金銭的負担が必要となることから、これらを支援することで、美幌高校の魅力化を図ってはと考えますが、考えをお示してください。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 岡本議員の御質問に答弁いたします。

なお、教育行政につきましては、後ほど教育長から答弁いたします。

峠の湯びほろの浴場の安全対策についてですが、峠の湯びほろにつきましては、平成8年12月にオープンして以来、町民の健康増進や町の観光、地域間交流の施設として、年間10万人以上の方に利用いただいている美幌町の主要な公共施設となっております。

既にオープンから24年が経過し、施設の老朽化は進んでいるのが現状ですが、指定管理者の適切な維持管理の下、利用者の皆様の安全を第一に考えた運営を行っていただいております。

御質問の洗い場の安全確保対策についてですが、温泉の泉質では、アルカリ度が強くなるほど滑りやすいと言われており、峠の湯の泉質は弱アルカリ性であるため、若干滑りやすくなっているものと思われます。

現指定管理者は、これまで安全対策として、様々な洗剤を試しながら清掃しておりますが、なかなか効果が見られないことから、現在は浴室内の出入口等の一部にマットを敷いて対応しております。しかしながら、洗い場にマットを敷くと、体を流した後の石けんが残ってしまうため、滑りやすくなってしまうことや、衛生上の観点からも、出入口等の一部に敷いているのが現状であります。

また、現指定管理者は、日常の丹念な清掃により滑り止めに努めているほか、最近では、清掃用具の素材を見直すなど、工夫することで一定の効果が出ていることから、現在、その効果の持続性を検証していると聞いております。

このように、現指定管理者において、常に安全対策を講じた運営を行っていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、ごみ処分の考え方ですが、現在運用している第Ⅲ期埋立処分場は、平成24年4月供用を開始し、平成27年10月より埋立てを開始しております。

昨年3月以降、直接搬入ごみが増え、昨年10月に第Ⅲ期埋立処分場残余容量調査を実施した結果、今後もこれまでと同様の埋立てを行った場合、令和6年2月頃に埋立完了となる見込みであることから、今後において、第Ⅲ期埋立処分場の延命化対策が求められております。

御質問の樹木の剪定による伐採木の資源化についてですが、公共施設等で支障木の剪定を行うなど、伐採木が発生した場合、有効活用できると思われる部分については、町内の牧場に伐採木を持ち込み、牛舎内の寝わら、牛の寝床として再利用しておりますが、伐採木の程度により受入れが難しく、一般家庭から排出される全ての伐採木の資源化を行うことは難しいと判断しております。

また、優良な資源が含まれている紙おむつのリサイクルについてであります。本町では、乳幼児、高齢者、障がい者世帯などの負担軽減を図るため、家庭から出されるおむつ

類のごみについて平成30年1月から無料収集を行い、埋立処理を行っておりますが、高齢化に伴い、大人用紙おむつの消費量は年々増加しております。

先進自治体では、分別収集した使用済み紙おむつを殺菌等の衛生的処理をした上で、再生利用、熱回収に取り組む事例もあることから、環境省が示した使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドラインを参考に、今後、調査研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 岡本議員の御質問にお答えいたします。

本町においても、少子化傾向に歯止めがかからず、中学校の卒業者数は減少が続く中、美幌高校の生徒募集確保は大変厳しい状況にあります。

現在、普通科は徹底した個別・集団指導体制による公務員・進学対策プロジェクト、農業科は、地域の特色を生かした教育活動に取り組んでおります。

このような魅力ある美幌高校に対して関心を高めてもらうため、令和3年度においては、全国から生徒募集を展開する地域みらい留学制度を活用した新たな取組を進めていきたいと考えております。

御質問の資格取得への支援については、高校の魅力化を図る手段の一つとして理解しており、これまでも検討してまいりましたが、令和3年度においては、喫緊の課題である入学者確保に向けた入り口部分の取組を最優先させることとしたところであります。

今後の中学校卒業者数の推移を見据えても、厳しい状況に変わりはありませんが、引き続き美幌高校とともに、北海道美幌高等学校教育振興対策協議会や関係諸団体と連携して、生徒募集活動を充実させ、一人でも多くの入学者を確保するため尽力してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上、お答え申し上げました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） それでは、順序が違いますけれども、3番の教育行政についてから再質問していきたいと思います。

答弁では、令和3年度生徒募集より、地域資源応用科の道外入学者枠が2名新設され、生産環境科学科と合わせて4名が道外より受入れ可能となったということです。これは、入り口のところを重点に考えていったということですけれども、今後は、全国展開する地域みらい留学制度を活用した新たな取組を進めていきたいとの考えですが、人口減少や将来的な関係人口をつくるという広い考えでは必要とも思える制度ではないかと私は思っています。

しかしながら、皆さんもご承知のように、全国から生徒を集めていた余市の北星高校だと思うのですが、そこがここ2年ぐらい、生徒募集の危機的状況があるということです。私はそれを見ていて、全国展開して、特色を打ち出して生徒募集を行っても難しいものなのだなと思いました。

ただ、美幌高校に対する支援は、年々増加しています。地元の高校を守るという意味では、平野町長になって、より前向きになったと思いますし、私は大変喜ばしいことだと考えています。

入り口の入学者増のところに力を入れていきたいということですけれども、令和2年度発行の美幌高校の入学案内を見ますと、入学した生徒に対する資格取得に非常に重点を置いているように思います。

皆さんは目にしたことがあるかもしれませんが、この案内を見ますと、例えば、コース別に取れる資格がはっきりと書かれています。

私は、今までも美幌高校を注視してきましたけれども、取得可能な資格とそれを指導する先生方をはっきりと打ち出した案内という

のは初めてだと思います。例えばどのような資格があるかということ、普通科コースの商業一般コースでは、漢字検定、数学検定、英語検定、珠算・電卓実務検定、簿記、文書、情報処理、商業経済検定等、1,500円から5,000円、6,000円とか、1万2,600円とか、結構な金額がかかるのです。

これも入学案内のとおり、商業一般コース、特別進学コース、また、生産環境科学科では、たくさんの資格が取れますし、資格を取れるように先生方も応援するということです。この資格を見ますと、本当にお金がかかって、多いときには10万円から20万円もかかるというのです。一つずつ調べたらどのぐらいの金額かは分かります。

昔は、手に職をつけなさいとか資格を取りなさいとよく言われましたけれども、子供たちの将来を考えると、しっかりとした資格を持たせるということは、長い目で見て、人生を応援するという意味で、非常に価値があるのではないかと考えています。

全国的に生徒を集めることも大切ですが、一番の近道は、美幌高校はいいよ、だからあなたたちもおいでと、部活の先輩が北中や美中の生徒に言っていただけるような状況をつくるのが大切だと思っています。

教育長は、もちろん美幌高校の先生方と話す機会もあると思うのですが、その辺のところをどのように捉えているか、お聞かせください。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいま岡本議員からお話がありましたように、先輩の声を後輩に直接聞いてもらうことは、非常に重要なことだと思っております。

これまででは、教職員が中学校に出向いて説明の場を設けておりましたが、志願者がなかなか増えないという現状を捉まえまして、やはり先輩の生の声を聞いてもらうのが生徒たちに一番伝わるのではないかとということで、昨年からこういった取組を進めているところです。

また、資格取得の関係は、今、議員からもお話がありましたけれども、確かに資格取得は、生徒の進路実現とか、将来生活していく上でプラスとなり、結果的に高校の魅力化につながる非常に重要な要素であることは重々理解しております。しかしながら、限られた財源の中で町が補助する場合には、この資格が必ず取れるので美幌高校に行くというような、例えば、美幌高校に行ったら、全員が英語検定2級を取れるというのは本当に魅力ですけれども、生徒募集に結びつくかどうかの視点で、今回、予算化は見送ったという状況でございます。

美幌高校につきましては、既に公表されている計画の中では、令和5年度に1間口削減という案が出ているところですが、このような状況の中で、令和3年度、令和4年度の入学者をいかに確保するか、まさに今、正念場の時期を迎えている状況でありますので、このような判断をさせてもらったということをご理解いただければと思います。

よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 資格取得は生徒の人生において重要ではあるけれども、予算の問題があるということです。

例えば、英語検定でも、生徒によっていろいろだと思います。そこまで取る人とか、取れない人とか、そういう温度差はあると思いますけれども、挑戦する者にはそれなりの応援をしてあげたいと思っているのです。

それは、生徒自身も一生懸命でなければならぬし、何よりも指導者の熱意が大切だと思います。

今、3年生の父母の話では、受験に対しても先生方は非常に一生懸命やってくれて、本当に頭が下がるぐらいということでした。それは、いい意味での危機感もあるのかもしれませんが、非常にいいときを迎えているなと私は感じています。

ただ、これは予算が絡むので、必ず取れる

ものではないということですが、例えば全額ではなくても、もっと知恵を絞って応援してあげする方法が考えられないかと思っています。予算に絡むことなので、ぜひ町長の考えもお聞かせ願いたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまの資格の予算の関係でございますけれども、私どもとしましては、あくまでも選択と集中ということで、今回は間口確保に重点を置いたため、資格取得の助成については見送ったということです。ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回の予算については、今、教育長に言っていただいたとおり、教育委員会としっかり協議した中で、最終的に教育委員会として、今、言われた選択と集中という中において予算を計上したものであります。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 隣町から比べると、美幌高校に対する町の予算はそんなに多いとは感じていません。

ただ、予算を出すだけが解決策ではないと十分に考えているつもりです。

しかしながら、間口削減と言われているので、町として、やれることはやりたいと考えています。

生徒が少なくなるのは目に見えています。今、生まれる子供が100人を切るという時代ですが、お金が全てではありません。回りくどい言い方をしますと、美幌高校に対して、町の注目度もだんだん上がってきていて、それは大変いいことだと思っています。ここで、もう少し予算を増加して、来年、再来年、一人でも多くの生徒を集めると。そうでなければ、何かもっと違うものを持っているのか、別な考えがあればお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 学校教育主幹。

○学校教育主幹（遠藤 明君） 御答弁申し上げます。

令和３年度予算につきましては、農業科はこれまで町外者のみ１０万円という形にしておりましたが、農業科の場合、実習服とか普通科よりも倍近くかかるということで、町内からの農業科入学者に対しましても、５万円をオンした１０万円という取組もしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） １１番岡本美代子さん。

○１１番（岡本美代子君） 先ほどから言っていますけれども、年々増えてきているのは十分承知しています。ただ、先生方も、指導して取らせてあげたいという熱意があるものですから、それに答えるべきではないかと思っていまして、今日の質問ですぐに、はいというわけにはいかないかもしれませんが、ぜひそこを頭に入れて考えていただきたいと思います。

そのほかに、町としてはどういうことができるかということも大切だと思いますし、協議会もつくっていますけれども、そういうときに先生方も発信しやすいような状況をつくってあげるといことも、学校を見守ることの一つではないかと思っております。

教育長、その辺のところで何かありましたらお願いします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 美幌高校との連携は、常日頃行っております。

具体的には、昨年から町の校長会議に美幌高校の校長も参加していただいて、美幌高校の現状を小中学校の校長に対しても広くＰＲしているとともに、問題をお互い共有しながら、どういった支援できるかということをや々協議している中でございます。

生徒募集につきましては、これまでも町内、町外とやっておりますけれども、さらに今回は地域みらい留学ということで、道外に幅を広げているという状況であります。

議員おっしゃるように、ありとあらゆるこ

とをしながら募集対策に取り組んでいる状況でありますので、今後の事業につきましては、１回目にお答え申し上げましたとおり、振興対策協議会や関係者団体等と連携しながら、オール美幌体制で今後も取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） １１番岡本美代子さん。

○１１番（岡本美代子君） 次に、峠の湯びほろについてです。

峠の湯びほろの安全対策について。

答弁にもありましたように、峠の湯の浴槽の出入口に３枚半ぐらいの広いマットが敷いてあって、それは滑らなくて非常に歩きやすいです。そのマットは３枚半だから、そんなに中のほうまでは入っていなかったのですが、現管理者が非常に一生懸命やっているのは分かります。

ただ、それぞれの湯船に行く動線に、例えば出入口にあるような大きなマットでなく、細いものでもいいので、歩くスペースのところだけに敷いていただければ、非常に歩きやすいのではないかと思います。それは衛生上の観点から無理であるという答弁でした。

そして、清掃用具の素材もいろいろ試しているということで、それだけ一生懸命やっているといるということは私にも重々伝わってまいります。ただ、効果の持続性を検証しているという清掃用具の効果は利用者も分かる形になっているのでしょうか。例えば、前より滑らなくなったとか、そういう声などはどうなのでしょう。

○議長（大原 昇君） 商工観光主幹。

○商工観光主幹（多田敏明君） ただいまの御質問でありますけれども、清掃機材としましては、ポリッシャーという機械の先端にブラシやパットを装着して回転させて清掃する機材と、高圧洗浄水を吹き付けて洗浄する機材を主に使用して清掃作業を行っております。

現在は、ポリッシャーの素材を見直して、

試行という形ではありますけれども、清掃していただいております。

お客様の反応として、特段よくなったという声は聞いておりませんが、逆に滑って危ないという話もないようですので、継続して清掃していきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） お客様の声はまだ聞いていないということですが、やはり、24年経過すれば、タイルの目地もだんだん浅くなってくると思うのです。そんなことで余計に滑りやすくなると思いますし、女性はシャンプーを結構使ったりしますので、そういうことで滑りやすくなるのだろうと思います。

峠の湯というのは、健康増進はもちろん、レジャー施設を持たないこの町で、唯一、子供からお年寄りまで楽しめる場所であると私は考えていますが、この考えは同じだと思います。

例えば、遠く離れたところにいる息子さんが帰ってきたときに、峠の湯に連れて行ってくれたとうれしそうに話す高齢の方の話を聞いて、少しでも高齢者が安心して入浴できるように考えてあげるべきではないかと思っています。

例えば、家の中でも浴室の事故が多いということですが、例えば、自分の親が自宅の浴室で転ばないようにするためにはどうしたらいいかという視点に立ち返ることも必要だと思います。

私は、峠の湯を見ると、手すりが意外と少ないと思いますし、椅子についても、もう少し安定性のあるものがあってもいいのではないかと思います。

何年前でしょうか、靴を脱いで上がるところに手すりがつきました。あれは、高齢の方だけではなくて、誰もが使いやすいと感じています。靴を履き替えるときに、横に物を置くものがあったり、手すりがあるというのは、高齢者だけではなく、誰もが使いやすいもの

だと感じています。

交流促進センターという名のとおり、そこに行っている人たちがお湯友をつくったり、待ち合わせなどをして交流もしているようです。

一方で、やはり中を歩くのが大変になってきて、残念だけでも、来なくなった人が3人いるという話を聞きましたので、少しでも長い間、峠の湯を使っていただけるようなことを考えられないかと思っています。

経済部長も経験していらっしゃる町長から答弁されることがありましたら、再度お聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、峠の湯に入浴される方の安全性という部分でいろいろなご意見をいただきました。いただいたご意見について、しっかりと検討できるか、それは考えたいと思っています。

滑るということに対しては、マットを敷くことが一番いいかもしれませんが、衛生面とか、維持管理上とか、それを固定するのかということを見ると、ほかに何かいい方法がないか、今、一生懸命考えていただいていることであります。

先ほど担当から言いましたように、清掃のときにブラシをかけるのですが、逆に磨きをかけてしまうので、パットといいますか、ワックスを削るときのように、表面を少し滑らないようにしたほうがいいだろうということで、感覚的には滑りは解消されていると感じております。

ただ、経年劣化により、タイルの目地が浅くなっていて、そこが滑るということであれば、タイルではない鉄平石のところをざらざらにできないか、検討しているところです。

ですから、提案にあったようなマットはやらないということではなくて、衛生の面も考えながら、利用される方が従来の形で使っていただくための努力はしていきたいと思っています。

今、ご意見をいただいたことについては、

できるものとか、これがあったらいいとか、皆さんの意見を聞きたいと思います。全てをできるわけではないですが、これは優先したほうがいいというものについては、指定管理者としっかり協議していきたいと思っています。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） ぜひ、高齢の方も、体が弱い方も、少しでも長くお風呂を楽しめるような体制を構築していただきたいと思います。いろいろ考えていただいているということです。期待をして、この質問を終わらせていただきます。

次に、衛生行政について伺います。

ごみ処分の考え方ですが、このことについては、前に2人の議員がお尋ねしていますので、なるべく重ならないようにしていきたいと思います。

伐採木の一部が牛の寝わらに使われているということで、全部とは言わなくても、再利用するというのがいいと思います。幾ら埋立てとはいえ、自然に戻る時間が速いものとプラスチックのように遅いものを一緒に埋め立てるということに対しては、前々から違和感を持っていました。

また、ここ10年くらい、町の中を見渡しても、知り合いの家を思い浮かべても、大きな木については、きれいに手入れができなくなるからということで伐採してしまっ、結局、軽トラで数回に分けてごみ処分場に持っていつているのです。

そういうのを見ていると、もっと違うことができるのではないかと思います。私自身、ごみを直接搬入したことがありますけれども、例えば、鉄くずは報徳に持って行って受け入れていただきます。一般の人も、鉄くずはそこで受け入れてくれると言え、皆、運んでいくのです。

今後のごみ処理を考えたときに、木材についても、そのような体制を整えてあげることではないかと思っています。

その辺は、すぐにどこかが受けますということにはならないでしょうけれども、伐採木は、重量もそうですが、かさもすごくあると思います。その辺はどのように捉えていますでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますけれども、1回目の答弁で申し上げておりますとおり、町の公共施設とか、河川周辺の樹木とか、公園道路等の街路樹の剪定を行ったものにつきましては、現在、町内の牧場に直接持って行って、そこで利用していただいている状況でございます。

一般家庭から排出される伐採木全てを持ち込むのはなかなか難しいと考えておまして、例えば、今、岡本議員がおっしゃった、木を1か所に置いておいて再利用するという処理についても、草木ですから発酵することによって発火して火災になる可能性もありますので、現時点では難しいかと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 伐採木といいましても、例えばアカシヤはトゲがありますし、一つ一つの木々の違いを考えれば、そう簡単にはいかないかもしれません。また、今言ったように、1か所に置いておくと火が出る可能性もあるということで、素人が考えるよりも難しいのだなと思いました。

ただ、先ほど上杉議員も質問していましたが、先進地は必ずありますので、先進地の事例などをもっと勉強して取り組む必要があるのではないかと私は考えています。北海道は広い土地で森林も多いからそうしているのかもしれませんが、もっと再利用することができるのではないかと考えています。

話はそれですが、例えば、峠の湯で使っているチップボイラーです。テレビを見ていたら、東京のお風呂屋さんが、大きいままの木をくべて風呂を沸かしていたのです。

それを見たときに、チップボイラーで、大きな木を小さくして乾燥させて、高いストーブを外国から買ってきて燃やすのではなくて、もっと原点に戻ったらいいのではないかと思います。カーボンニュートラルとかいろいろな問題はありますけれども、自分のところから出たごみをさらに燃やしたりということもできるのではないかと思います。今までは、ただそういう発想を持たなかったり取り組まなかっただけではないかと思っています。

ですから、難しいことはあるかもしれませんが、より深く勉強していくのがいいのではないかと思いますけれども、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、担当から伐採木を全て利用し切るのは難しいという話をさせていただきました。

ただ、思いとしては、いろいろなことに使えるということは担当ともいろいろと話しております。

ですから、例えば、ある程度太さを限定していれば、敷きわらという形で、畜産農家では、チップパーという破碎する機械は高額なのであまり持っていないのですが、規模が大きいところは、今、敷きわらという形では手に入らないので、補助でチップパーを入れて、木を提供してくれたらどんどん受け入れますということです。

ただ、機械の構造上、何でもかんでもというわけにはいかないときに、木の枝の太さなどでも分類するのですが、一番問題になるのは、枝葉のところをどうするかなのです。

私が経済部長のときに、林地残材でペレットを作るというシステムを国の１００％補助でやらせていただきましたが、そこで問題になったのは、葉っぱなどはなかなか固形化できなかったということです。

考え方としては、今後、本当にみんなでごみを減量するというのであれば、堆肥化に持っていける話なので、木を全部使い切ること

は可能だと思うのです。

ただそのときに、それに対する投資をどこまでオーケーにするか、ここがポイントだと私は思っております。

それから、峠の湯のチップボイラーについても、全額補助で入れました。もともとドイツのボイラーで、今はチップを燃やしているのですけれども、大きな木を直接入れて燃やせるボイラーではあります。継続的に使わなければ、太い木をどんどん入れて燃やせるボイラーではあるのですけれども、現実的にそれは人の手ではできないので、チップを自動的に送り込んで燃やしている仕組みです。

これも、結果的に二酸化炭素を出しているのですけれども、トータル的に木をきちんと有効利用しているということで、カーボンオフセットの中の分類として今も注目されております。

繰り返しますけれども、私どもの担当も何とかしたいという思いはあるのですが、今の段階であれもこれも買って、それを減らしましょうということまでは至っておらず、今、私どものスタッフと研究しているところであります。

○議長（大原 昇君） １１番岡本美代子さん。

○１１番（岡本美代子君） ぜひ研究を続けていただきたいと思います。

長い目で考えて地域をどうするかということは、住民もある程度は理解していただけるのではないかと思います。

次に、紙おむつについてです。

紙おむつの分別回収とカリサイクルについては、平成２６年１１月に、私が委員長だった経済建設委員会で、福岡県大牟田市へ視察に行っています。

そのときにいろいろと勉強させていただいて、私が口頭で委員会報告をしているのですが、大牟田市のトータルケア・システム、これは今でも稼動していて、ネット検索でもちゃんと出てきますけれども、限りある資源の有効活用と地球環境保護のため、全国で初め

て紙おむつの分別回収、リサイクルに取り組んでおり、使用済み紙おむつから固形燃料、建築資材、土壌改良材を製造しています。高齢社会による紙おむつの需要増加は、生産時のパルプ使用量の増大に伴う森林破壊や廃棄時のごみ処理に伴う環境破壊を招くことから、紙おむつのリサイクルは、環境負荷の軽減を図り、資源循環型社会の形成のために、美幌だけではなく、広域的な取組を検討すべきであると報告しています。

答弁にもありましたように、環境省でも令和2年3月に紙おむつに関する再生利用のガイドラインが発表されています。

私も、介護の手伝いをしますと、大人用紙おむつが非常に増えているのです。

100床以上の高齢者施設があり、子供は100人弱生まれています。子供は3歳ぐらいまで紙おむつをしますが、子供の紙オムツより、大人のほうがどんどん増えていって、量的には大人のほうが多いのではないかと思います。

そして、非常にかさばって重いということで、環境省のガイドラインでは、どのぐらいの割合を占めるかということも出ています。

例えば、紙おむつは、し尿を吸収すると重量が4倍ぐらいになるとか、紙おむつについては上質パルプが52%、樹脂が28%、また高分子吸収剤とか、きっと皆さんも調べているのではないかと思いますけれども、やはり資源として有効であると思っていますし、北見でも取り組んでいるのです。北見の高齢者施設で取り組んでいるところがありまして、1日に600キログラム処理することができるようです。使用済み紙おむつの燃料化装置導入のための補助もあるようですので、今後、このことについてもぜひ取り組んでいただきたいと思います。

先ほどのチップボイラーではないですが、環境とか省エネルギーのことに取り組んでいた町長ですが、紙おむつに関しまして何かご意見があればお聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回、紙おむつに対する御質問をいただきました。私も、ごみ問題については、埋立てが予定よりも早くという中で、担当といろいろ勉強をさせていただいております。

今回、上杉議員と岡本議員から、具体的にリサイクル率を上げたり、資源の再利用という話の中で、私もいろいろ勉強させていただきました。

その中で、今回、環境省のガイドラインができたのはなぜかということをお皆さんとちゃんと認識しなければいけないと思っています。

何を言いたいかというと、他の町村では紙おむつを処理できているところもあるのです。どういうことかということ、それは焼却処分なのです。

ですから、ガイドラインの最初に書いてある背景としては、大人用おむつの消費量が年々増加し、多くの市町村が廃棄物処理施設において焼却処分をしている。このことに対して、環境省というよりも国が、SDGsを考えたときに本当にそれでいいのかということと、2018年6月に閣議決定で第4次循環型社会形成推進基本計画をつくって、その中で、2025年までにガイドラインをきちんとつくりましょう、要は、資源としてきちんと扱いましょうということを確認し合って、今回出されたのです。

その中で、視察に行かれたところもそうですけれども、基本的には、パルプの回収とか、プラスチックの回収とか、熱回収、燃料製造、これはペレットなどですが、それをどうしていくかということをお言われているのですけれども、使った紙おむつに殺菌等の衛生的処理をして再利用、熱回収というのは、現実的には厳しい状況にあります。

これを美幌町でという話になったときには、単独ではできないだろうという気持ちを持っておりますので、広域的な協議をさせていただく中で、おむつについては本当に焼却でいいのかどうかという話もできればしたいと思

っています。

今、国の動きとしては、そういうものを実証実験している最中なので、それを美幌町でやるということよりも、広いエリアで何か考える必要があるかと思っております。言うならば、実証実験として手を挙げてやるようなことであれば可能かと思っております。

この辺はしっかりしたいと思いますし、今回、調査研究の中でいけば、ガイドラインに紙おむつの排出量についての計算の仕方が出ていますし、今後、どれだけ見込まれるかという推計値も出せるようになっていきます。それを担当で計算しながら、美幌町の状況を皆さんに情報発信して、今回、ごみを減量するというのを皆さんに知っていただいた上で、世界的な動きでもあるCO₂の削減の努力は、私どもの町も少しずつやらなければならないと思っております。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 今後、大人用紙おむつはまだ増えるのではないかと思います。

今、紙おむつは改良されていて、私たちが子供を育てた頃から見たら、非常に優秀になっています。それを捨てるときに、汚れてはいても、こんなに良質なものが入っているのだなとつくづく思います。

先ほどあったように、捨てればごみ、分ければ資源ということで、本州では大牟田市以外にもいろいろなところで取組がされていて、衛生面でも手を煩わせないやり方もあるということです。今後、もっともっと研究していただけるよう期待を込めて、質問を終わらせていただきます。

○議長（大原 昇君） これで、11番岡本美代子さんの一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開は、14時35分といたします。

午後 2時27分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 議案第13号から
議案第36号まで

○議長（大原 昇君） 日程第3 議案第13号美幌町議会議員及び美幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてから議案第36号令和3年度美幌町病院事業会計予算についてまでの24件を議題といたします。

順次、提案者から説明を求めます。

説明に当たっては、簡潔に要点を得た説明を願います。また、説明者は着席のままでの説明を許します。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） それでは、新年度関連議案につきまして御説明を申し上げます。

なお、ただいま議長から着座しての議案説明のお許しをいただきましたので、大変失礼とは存じますが、議案第13号以降の説明につきましては、着座しての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の170ページになります。

議案第13号美幌町議会議員及び美幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

美幌町議会議員及び美幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の4ページをお開き願います。

資料4、議案第13号関係。

美幌町議会議員及び美幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。

制定目的であります。公職選挙法の一部

が改正され、国や地方公共団体が選挙運動費用を公費負担する選挙公営制度が導入されました。

本町におきましても、美幌町議会議員及び美幌町長の選挙に立候補する際の経済的負担の軽減、候補者間の選挙運動の機会均等を図ることを目的に、候補者の選挙運動の費用につきまして、その一部を町が負担する公費負担制度を導入しようとするものでございます。

制定内容でございますが、第1条として条例の趣旨を、第2条から第5条では、選挙運動用自動車の使用に関して、その取扱いを定めます。

表に示すとおり、個別契約方式の場合、自動車の借入れに対し、1日1万5,800円を上限に、燃料代として1日当たり7,560円を、また、運転手の雇用に対して1日1万2,500円を上限に、それぞれ選挙運動期間中の選挙費用が公費負担されることになります。

第6条から第8条では選挙運動用ビラの作成に関して、第9条から第11条では選挙運動用ポスターの作成に関して、それぞれ作成枚数や作成単価につきまして、表に示すとおり上限を定めます。

なお、選挙費用の全てが公費負担となるのではなく、一定の制限が設けられることになります。

第12条は、必要な事項について、選挙管理委員会が定める旨の委任規定となります。

根拠法令は、公職選挙法。

施行日は、令和3年4月1日でございます。

以上、議案第13号について御説明いたしました。

続きまして、議案書にお戻りいただきまして、174ページをお開き願います。

議案第14号美幌町基金条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町基金条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の5ページをお開き願います。

資料5、議案第14号関係。

美幌町基金条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的であります。整備を進めてまいりました美幌町屋内多目的運動場サニーセンターが完成し、昨年11月から供用を開始しているところでございます。

つきましては、事業費が確定し、施設の整備に資するために設置された基金の全額を処分いたしましたので、基金を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容でございますが、第2条第14号に定める屋内多目的運動場整備基金を削除するとともに、当該基金の削除に伴い、文言を整理いたします。

根拠法令は、地方自治法。

施行日は、令和3年4月1日でございます。

なお、参考資料6ページ以降に新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上、議案第14号について御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） 続きまして、議案書の175ページをお開き願います。

議案第15号美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の8ページをお開きください。

資料6、議案第15号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります。3年ごとに行うこととなっている介護保険事業計画の見直しに伴う介護保険料率を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容であります。1点目は、令和3年度から令和5年度までの3か年に見込まれ

る介護保険給付費に基づき、必要となる介護保険料額を算出し、第5段階の標準的な保険料を改定前の年額5万7,600円から6万2,400円に、こちらを月額にいたしますと4,800円から400円アップの月額5,200円に改正するものでございます。

介護保険法施行令で定める所得段階区分ごとの介護保険料については、記載のとおりであります。

2点目は、所得の少ない第1号被保険者の保険料について、第1段階から第3段階までの保険料を記載のとおり減額賦課とするものであります。

新旧対照表につきましては9、10ページをご参照願います。

根拠法令等は、介護保険法及び介護保険法施行令で、施行日は令和3年4月1日であります。

以上、御説明いたしました。

続きまして、議案書の177ページをお開き願います。

議案第16号美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の11ページをお開きください。

資料7、議案第16号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります。3年に一度の介護報酬の改定に合わせて行われる国の基準が改正されたことにより、条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、当町の実情に国が定めた基準を上回る内容や異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、国の基準と同様の改正をするものでございます。

1点目は、質の高いサービスの提供です。質の評価やデータを活用し、質の高いサービスを推進します。

2点目は、高齢者虐待防止の推進です。

介護サービス事業者を対象に、虐待の発生、または、その再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、実施するための担当者を定めることが義務づけられ、経過措置は3年となります。

3点目は、ハラスメント対策の強化です。

全ての介護サービス事業者にハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切な対策を求めるものです。

4点目は、業務継続に向けた取組の強化です。

感染症や災害が発生した場合であっても、サービスが継続できるよう、全ての介護サービス事業者に業務継続に向けた計画等の策定が義務づけられ、経過措置は3年となります。

5点目は、会議や多職種連携におけるICTの活用です。

各種会議等において、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認めるものであります。

6点目は、感染症対策の強化です。

介護サービスの事業者に、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催等の実施が義務づけられ、経過措置は3年間です。

7点目は、運営規程等の掲示に関する見直しです。

運営規程等の重要事項について、事業所に閲覧可能な形で備え置くことを可能とするものです。

8点目、9点目につきましては、現在、当町にはございませんので、省略をさせていただきます。

以下、説明につきましては同様とさせていただきます。

10点目ですが、認知症介護基礎研修の受講の義務づけです。

介護サービス事業者に介護に直接関わる職

員のうち、医療・福祉関係の資格を持たない無資格者に対して認知症介護基礎研修を受講させることが義務づけられ、経過措置は3年となります。

11点目は、地域と連携した災害への対応の強化です。

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、避難訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう、連携に努めなければならないこととします。

12点目及び次の13ページの13点目及び14点目につきましては省略をさせていただきます。

15点目は、認知症グループホームの夜勤体制の見直しです。

(1)では1ユニットごとの夜勤配置の緩和、(3)では介護支援専門員である計画作成担当者の配置の緩和が規定されます。

16点目は、省略させていただきます。

17点目は、外部評価に係る運営推進会議の活用です。

認知症グループホームにおいて、市町村や地域包括支援センター等が出席する運営推進会議と既存の外部評価における評価のいずれかから第三者による外部評価を受けることとするものです。

18点目は、省略をさせていただきます。

14ページの19点目は、栄養ケアマネジメントの充実です。

各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを求めるもので、3年間の経過措置を設けます。

20点目は、口腔衛生管理の強化です。

口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を求めるもので、3年の経過措置を設けます。

21点目は、個室ユニット型施設の設備、勤務体制の見直しについての規定です。

22点目は、利用者への説明、同意等に係る見直しです。

ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者への説明、同意のうち、書面で行うものにつ

いて、電磁的記録を認めるものです。

23点目は、記録の保存に係る見直しです。

介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、電磁的な記録を認めるものです。

新旧対照表については、15から48ページをご参照願います。

根拠法令等は介護保険法で、施行日は令和3年4月1日でございます。

以上、御説明いたしました。

続きまして、議案書の194ページをお開き願います。

議案第17号美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の49ページをお開きください。

資料8、議案第17号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります、3年に一度の介護報酬の改定に合わせて行われる国の基準が改正されたことにより、条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、当町の実情に国が定めた基準を上回る内容や異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、国の基準と同様の改正をするものでございます。

また、改正内容につきましては、先ほどの議案第16号地域密着型サービス事業の基準等の改正に係る要支援1・2の方が利用する介護予防サービス事業についての改正であり、記載のとおり、先ほどと同様の改正内容とな

ります。

新旧対照表につきましては、52から66ページをご参照願います。

根拠法令等は介護保険法で、施行日は令和3年4月1日でございます。

以上、御説明いたしました。

続きまして、議案書の203ページをお開き願います。

議案第18号美幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の67ページをお開きください。

資料9、議案第18号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります、3年に一度の介護報酬の改定に合わせて行われる国の基準が改正されたことにより、条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、当町の実情に国が定めた基準を上回る内容や異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、国の基準と同様の改正をするものでございます。

また、改正内容につきましては、先ほどの議案第16号地域密着型サービス事業の基準等の改正とほぼ同様の改正内容となりますが、こちらは地域密着型サービス以外の指定介護予防支援等の事業に係るものでございます。

新旧対照表につきましては、69から72ページをご参照願います。

根拠法令等は介護保険法で、施行日は令和3年4月1日でございます。

以上、御説明いたしました。

続きまして、議案書の208ページをお開

き願います。

議案第19号美幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の73ページをお開きください。

資料10、議案第19号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります、3年に一度の介護報酬の改定に合わせて行われる国の基準が改正されたことにより、条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、当町の実情に国が定めた基準を上回る内容や異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、国の基準と同様の改正をするものでございます。

また、改正内容につきましては、こちら先ほどの議案第16号地域密着型サービス事業の基準等の改正とほぼ同様の改正内容となりますが、こちらは指定居宅介護支援等の事業に係るものでございます。

先ほどと重複しない新たな項目について御説明させていただきます。

上から二つ目ですが、管理者要件の適用の猶予についてであります。

令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所管理者となる者は、いずれの事業所であっても、主任介護支援専門員であることとなります。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難であるなど、やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とし、6年の経過措置を設けることとなります。

次に、三つ目ですが、質の高いケアマネジメントの推進です。

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図

る観点から、以下に記載した二つの項目について、利用者に説明を新たに求めるものです。

次に、五つ目ですが、生活援助の訪問回数の多い利用者への対応です。

事務負担に配慮し、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用の大部分を占めるなどのケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するといった点検、検証の仕組みを導入するものがあります。

以下につきましては、先ほどと同様の内容となります。

新旧対照表につきましては、75から80ページをご参照願います。

根拠法令等は介護保険法で、施行日は令和3年4月1日でございます。

ただし、五つ目の生活援助の訪問回数の多い利用者への対応につきましては、令和3年10月1日の施行となります。

以上、御説明いたしました。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 議案書の213ページをお開き願います。

議案第20号美幌町労働会館条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町労働会館条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の81ページをお開き願います。

資料11、議案第20号関係であります。

改正目的であります。美幌町労働会館につきましては、現在、美幌町地域振興センターの一部を利用しているところありますが、施設の老朽化が著しいことから移転するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容であります。位置の改正であり、改正前、美幌町字栄町4丁目4番地の1を、改正後、美幌町字西1条南5丁目3番地に改

めようとするものであります。

施行日は、令和3年7月1日であります。

なお、参考資料の82ページに改正に係る新旧対照表を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げます。

次に、議案書の214ページをお開き願います。

議案第21号美幌町消費生活センター設置条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

美幌町消費生活センター設置条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の83ページをお開き願います。

資料12、議案第21号関係であります。

改正目的であります。美幌町消費生活センターにつきましては、現在、美幌町地域振興センター内に設置されているところありますが、施設の老朽化が著しいことから移転するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容であります。位置の改正であり、改正前、美幌町字栄町4丁目4番地の1を、改正後、美幌町字東3条北2丁目1番地、美幌町保健福祉総合センター内に改めようとするものであります。

施行日は、令和3年10月1日であります。

なお、参考資料の84ページに改正に係る新旧対照表を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げます。

次に、議案書の215ページをお開き願います。

議案第22号美幌町地域振興センター条例を廃止する条例制定についてを御説明申し上げます。

美幌町地域振興センター条例を廃止する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の85ページをお

開き願います。

資料１３、議案第２２号関係であります。

経過及び制定目的であります。美幌町地域振興センターは、昭和５９年に設置され３７年が経過し、その間、社会福祉施設として社会福祉協議会が、児童支援施設として子育て支援センター等が利用し、現在は美幌町消費生活センターや労働会館としても利用してきましたが、施設の老朽化が著しく、同センターや労働会館についても移転に係る調整が図られたことから、令和３年９月３０日をもって施設を閉鎖し、美幌町地域振興センター条例を廃止しようとするものであります。

制定内容の要旨は、美幌町地域振興センター条例を廃止する。

関連条例の改正といたしまして、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正するものであります。第２条中第１０号の地域振興センターを削除するものであります。

施行日は、令和３年１０月１日であります。

以上、御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 議案書の２１６ページをお開き願います。

議案第２３号美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の８６ページをお開き願います。

資料１４、議案第２３号関係であります。

改正目的であります。所得税法等の一部を改正する法律の施行において、寡婦の定義規定の見直しとひとり親の定義規定が新設されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容であります。町営住宅に優先的に選考して入居させることができる者の範

囲について、根拠とする法令の明文化と所得税法に規定するひとり親を追加するものであります。

施行日は、令和３年４月１日であります。

なお、参考資料の８７ページに改正に係る新旧対照表を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 続きまして、議案書の２１７ページです。参考資料は８８ページの資料１５になります。

議案第２４号指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第６条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を行うものとする。

地域集会室の管理運営につきましては、その業務を施設所在の地元自治会に委任しておりますが、本年３月末日をもって指定期間が満了となることから、引き続き地元自治会に対し地域集会室の管理運営を委任しようとするものでございます。

議案書の２１８ページをお開き願います。

施設の名称、指定管理者につきましては、記載の１６件になります。

指定期間につきましては、令和３年４月１日から令和７年３月３１日までの４年間であります。

参考資料の資料１５に指定管理の指定を行うおとする施設の概要、選定の理由、業務の範囲、利用料金を掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上、議案第２４号について御説明いたしました。

続きまして、議案書の２１９ページになります。

議案第２５号指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第６条の規定により、次の

とおり指定管理者の指定を行うものとする。

本議案につきましても、議案第24号と同様に、地域集会室として利用する美幌町地域用水広報館につきまして、本年3月末日をもって指定期間が満了となることから、引き続き地元自治会で構成する運営委員会に対し、管理運営を委任しようとするものでございます。

施設の名称、美幌町地域用水広報館。

指定管理者、美幌町字西2条北2丁目4番地の22、美幌町地域用水広報館運営委員会、会長平田美木男。

指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間であります。

参考資料の89ページ、資料15の下段、ナンバー17に施設の概要、選定の理由等につきまして記載しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上、議案第25号について御説明いたしました。

続きまして、議案書の220ページ、参考資料は90ページになります。

議案第26号指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を行うものとする。

本議案につきましても、地域集会室として利用する農作業準備休憩施設につきまして、本年3月末日をもって指定期間が満了となることから、引き続き施設所在の地元自治会に対し、管理運営を委任しようとするものでございます。

施設の名称、指定管理者、指定期間は記載のとおりでございます。

参考資料の資料15に施設の概要、選定の理由等につきまして掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上、議案第26号について御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 議案書の221ページをお開きください。

議案第27号指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を行うものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の91ページをお開きください。

資料16、議案第27号関係。

指定管理者の指定についてでございます。

初めに、選定の経過について御説明させていただきます。

今回、美幌町あさひ体育センター及び美幌町テニスコートの施設につきましては、3年間の指定管理が本年3月31日をもって期間満了となることから、指定手続条例第2条に基づきまして、昨年12月8日から12月28日までの21日間で公募を行ったところでございます。

その結果、現在、指定管理者となっております特定非営利活動法人美幌町スポーツ協会の1団体より応募があったところであります。

選定に当たりましては、指定管理者選定委員会を設置しまして、申請内容などを審査した結果、美幌町スポーツ協会については、指定管理者として15年間の実績があり、施設の管理運営計画、職員体制、収支計画などについて、選定基準と照らし、施設の管理を行う団体として適当と認められたことから、満場一致で選定されたところでございます。

資料について説明させていただきます。

施設の名称、美幌町あさひ体育センター及び美幌町テニスコート。

施設の所在、美幌町字稲美137番地の7。

指定管理者、美幌町字西1条南5丁目、特定非営利活動法人美幌町スポーツ協会、会長伊藤善啓でございます。

施設の概要は、記載のとおりでございます。

選定の理由であります。美幌町あさひ体育センター及び美幌町テニスコートは、町民

の体育振興と健康増進を図るために設置された施設であり、施設の効果を最大限生かした維持管理及び地域住民の声が反映される管理を行うことができる美幌町スポーツ協会を選定したところでございます。

指定期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

業務の範囲は、記載のとおりでございます。

利用料金につきましては、美幌町あさひ体育センターが92ページの料金表のとおりとなっております。また、美幌町テニスコートにつきましては、記載のとおりでございます。

根拠条例につきましては、美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び美幌町スポーツ施設条例でございます。

以上、議案第27号について御説明を申し上げます。

続きまして、議案書の222ページをお開きください。

議案第28号指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を行うものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の93ページをお開きください。

資料17、議案第28号関係でございます。

選定の経過につきましては、議案第27号と同様ですので、省略をさせていただきます。

施設の名称は、美幌町B&G海洋センター。

施設の所在、美幌町字大通南5丁目8番地。

指定管理者、美幌町字西1条南5丁目、特定非営利活動法人美幌町スポーツ協会、会長伊藤善啓でございます。

選定の理由であります、B&G海洋センターは、町民の健全な心身の発達と水泳の振興を図ることを目的とし、公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団から譲渡を受けた施設であり、施設の効果を最大限生かした維持管理及び地域住民の声が反映される管理を行うことができる美幌町スポーツ

協会を選定いたしました。

指定期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

業務の範囲は、記載のとおりでございます。

利用料金につきましては、94ページの料金表のとおりでございます。

根拠条例につきましては、美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び美幌町スポーツ施設条例でございます。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩をします。

再開は、15時20分といたします。

午後 3時15分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、提案者からの説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の223ページになります。

議案第29号令和3年度美幌町一般会計予算について御説明を申し上げます。

別冊にて配付してございます令和3年度各会計予算書を御覧願います。

5ページになります。

令和3年度美幌町一般会計予算。

令和3年度美幌町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ111億5,403万8,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表の債務負担行為で御説明を申し上げます。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表の地方債で御説明を申し上げます。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25億円と定めるものでございます。

それでは、債務負担行為から御説明いたしますので、予算書の11ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為でございます。

債務負担行為は、数年度に及んで債務を負担する契約を締結するなど、将来にわたって財政負担を設定するもので、令和3年度以降における支払いについて、その期間、限度額を定めようとするものであります。

1段目の役場庁舎防犯システム借上料につきましては、新庁舎に設置する防犯カメラ等の機器類に係る借上料で、期間は令和3年度から令和13年度まで、限度額は287万8,000円であります。

2段目の役場庁舎出入及び出退勤管理システム借上料につきましては、新庁舎における電算室や書庫等の防犯管理、職員の出退勤管理に係る機器類の借上料で、期間は令和3年度から令和13年度まで、限度額は335万8,000円であります。

3段目の省エネルギー建築物実証業務委託料は、環境省の補助を受けて建設した役場新庁舎につきまして、省エネ効果のデータを分析し、報告書を作成するための業務を委託するもので、期間は令和3年度から5年度まで、限度額は72万1,000円であります。

4段目の多目的バス購入費につきましては、平成2年に購入した多目的バスの老朽化に伴う更新で、期間は令和3年度から4年度まで、限度額は2,495万9,000円であります。

次に、地方債について御説明いたしますので、12ページをお開き願います。

第3表、地方債。

地方債につきましては、事業の実施に要する財源の一部を地方債に求めるものでございます。

1段目の緊急防災・減災事業について、限度額は4,220万円です。

この事業は、防災行政無線のデジタル化更新工事のほか、役場新庁舎の北側に防災資機材備蓄倉庫を建設するための実施設計委託などの財源を地方債に求めるものであります。

起債の名称は、緊急防災・減災事業債、充当率は100%、元利償還金の70%は交付税で措置されます。

2段目の役場庁舎改築等事業について、限度額は1億6,830万円です。

この事業は、役場新庁舎の公用車車庫等の建設工事及び駐車場整備工事、工事監理業務委託の財源を地方債に求めるものであります。

起債の名称は、公共施設等適正管理推進事業債、充当率は90%、うち75%に対して元利償還金の30%が普通交付税で措置されます。

次に、医療従事者就業支援等補助事業について、限度額は1,000万円の計上であります。

この事業は、医療従事者の確保を目的とした事業で、一定の要件を満たす方に住宅準備及び就業支援に係る補助金を交付するもので、その財源を地方債に求めます。

起債の名称は、過疎債ソフト、充当率は100%、元利償還金の70%が普通交付税で措置されます。

次に、水道施設等耐震化事業について、限度額は5,540万円です。

この事業は、耐震不足が明らかになった水道施設の耐震補強を行うもので、国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用し、水道事業会計において、日並浄水場耐震補強工事、基幹管路送水管更新工事を実施いたします。

補助残の4分の1を一般会計からの出資金で措置するもので、起債の名称は、一般会計出資債、充当率は100%、元利償還金の50%が普通交付税で措置されます。

次に、農業生産基盤整備事業について、限度額は2,390万円であります。

この事業は、道営土地改良事業の地元負担分の財源を地方債に求めるもので、過疎債ソフトの申請を予定しております。

その下の団体営土地改良事業について、限度額は840万円になります。

この事業は、基幹水利施設管理経費における地元負担分の財源を地方債に求めるもので、起債の名称は、過疎債ハードの申請を予定しております。充当率は100%、元利償還金の70%が普通交付税で措置されます。

次に、木質ペレットストーブ購入促進事業について、限度額は200万円です。

この事業は、木質ペレットストーブを購入する方に対し、40万円を上限に購入費用の3分の2を補助するもので、過疎債ソフトの申請を予定しております。

次に、起業家支援事業について、限度額は800万円であります。

この事業は、町内で起業される方に対し、起業に必要な経費を補助することにより、雇用の創出と地域経済の活性化を図ろうとするもので、過疎債ソフトの申請を予定しております。

次に、町道整備事業について、限度額は2億30万円になります。

この事業は、国庫補助事業として実施する稲美橋補修実施設計委託、東雲橋補修工事及び第262号道路改良工事の補助残と、町単独事業として実施する町道5路線の道路整備、町道2路線の歩道整備につきまして、その財源を地方債に求めます。

起債は、過疎債のハード、ソフトの申請を予定しております。

一番下の除雪ロータリー整備事業については、限度額2,710万円となります。

この事業は、平成4年に購入した除雪ロータリー1台の更新で、その財源を地方債に求めます。過疎債ハードの申請を予定しております。

続いて、13ページになります。

1段目の除雪ショベル整備事業について、限度額は1,700万円です。

この事業は、平成8年に購入した除雪ショベル1台の更新で、その財源を地方債に求めるものです。

過疎債ハードの申請を予定しております。

2段目の住宅リフォーム促進補助事業について、限度額は3,260万円です。

この事業は、50万円以上の住宅リフォーム工事を対象に、工事費の20%を補助するもので、新年度は90件の申請を見込み、過疎債ソフトの申請を予定しております。

最後に、臨時財政対策債、限度額は3億7,133万4,000円になります。

臨時財政対策債は、地方交付税の不足分の一部を地方債へ振り替える制度で、充当率は100%、元利償還金の全額が普通交付税で措置されます。

以上のとおり、令和3年度に借入れする地方債の総額は9億6,653万4,000円を見込んでございます。

次に、歳出から御説明いたしますので、80ページ、81ページをお開き願います。

3、歳出になります。

1款議会費、予算額は8,143万1,000円であります。

1項、1目議会費、1、議会運営事務8,143万1,000円につきましては、議会議員の活動と議会事務局の運営に係る経費について予算計上しています。

次に、82、83ページになります。

2款総務費、予算額は9億5,209万4,000円です。

役場庁舎建築工事の完了に伴い、前年度から23億円余りの大幅な減となります。

1項、1目一般管理費、下段の3、秘書渉外事務について、次の84、85ページになります。

一番上の補助金、美幌自衛隊女性協力会50周年記念事業補助金は、創立50周年を迎える美幌自衛隊女性協力会が作成する記念誌に対し、その経費の2分の1を補助いたしま

す。

下段の2目広報広聴費、1、広報事業につきましては、86、87ページをお開き願います。

上から6行目、業務等委託料、インタビューボード作成委託料になります。

15万4,000円の計上であります。こちらにつきましては、町の情報を発信する際のバックパネルを作成する経費になります。縦横2メートルのロールスクリーンの自立型とし、持ち運び可能な仕様とする予定であります。

中段の3目財政・会計管理費、2、会計管理事業、負担金、指定金融機関窓口職員派遣費用負担金200万円につきましては、公金の収納及び支払いの事務を行う指定金融機関に対し、役場庁舎内に開設されている派出所の職員派遣費用に対する一部負担になります。

次に、4目財産管理費、1、庁舎管理事業につきましては、次のページをお開き願います。

上から7行目、庁舎等清掃業務委託料1,321万8,000円は、役場新庁舎の共用部分について、清掃業務を委託するための費用となります。

その下のエレベーター保守点検、冷暖房換気設備保守点検、非常用発電機定期点検、建築物環境衛生管理、以上の業務につきましては、役場新庁舎の供用開始に伴い必要となる委託経費について予算計上しております。

3行下の機械等借上料63万円につきましては、先ほど債務負担行為で御説明いたしました役場庁舎防犯システム及び役場庁舎出入、出退勤管理システムの借上料となります。

次に、2、庁舎改築等事業の2行目、修繕料53万2,000円は、光回線の接続に要する切替え経費となります。

次に、業務等委託料の4行目、省エネルギー建築物実証業務委託料36万1,000円は、環境省の補助要件である省エネ効果のデータ分析等に関する業務を委託するものでご

ざいます。

その3行下、新庁舎紹介映像作製業務委託料18万円は、環境配慮型庁舎を広く紹介するための費用になります。ZEB認証を取得した庁舎の機能や設備を紹介する動画を製作し、ホームページに登載する予定でございます。

その下の役場旧庁舎備品整理業務委託料220万円は、旧庁舎に残る備品を廃棄処分するための業務を委託するもので、再利用できない机や椅子などの備品は、鉄くずとして処分する予定となっております。

工事請負費につきましては、後ほど、参考資料により、副町長から御説明を申し上げます。

機械器具300万円の予算計上につきましては、庁舎案内用のデジタルサイネージを購入するための予算計上で、その財源には、新庁舎建設に際していただいた御寄附を充てる予定でございます。

下段の3、町有財産管理事業につきましては、次のページをお開き願います。

上から8行目の車両474万4,000円の計上でございます。

公用車の年次的な更新を行おうとするもので、3年度につきましては、ワゴン車1台、軽トラック1台、乗用車1台の更新を予定してございます。

次に中段の5目企画費、1、政策推進事業につきましては、ふるさと寄附金に係る募集受付業務委託料や積立金など、5,990万円を予算計上いたします。

中ほどの広告料253万円ではありますが、内訳といたしまして、ふるさと寄附金、地域おこし協力隊の求人募集、移住雑誌への広告料になってございます。

次に、業務等委託料の2行目、町民満足度調査WEB回答システム構築業務委託料37万4,000円につきましては、総合計画、中期計画の基礎データを収集するため、町民アンケート調査を予定しておりますが、回答者の負担軽減と集計作業の効率化を図るため、

ウェブ方式により調査を行うためのシステム構築となります。

5行下の移住特設サイト作成業務委託料220万円と、その下の移住特設サイト保守管理委託料33万円につきましては、令和2年度の補正予算でお認めいただいた特設サイトに係る予算計上となります。

4月から運用開始を予定しております移住特設サイトにおいて、食を通じた美幌町の魅力発信をテーマにプロモーションイベントを開催し、特設サイトの特集ページで紹介する予定でございます。

次に、92、93ページをお開き願います。

上から8行目、補助金の2行目、空き家等除却費補助金500万円につきましては、空き家の除却と新築住宅の建築を促進するため、新たに補助制度を創設いたします。

除却のみの場合は、除却費の2分の1、50万円を上限に、また、住宅を新築する際の除却には、除却費の5分の4、100万円を上限に補助金を交付するもので、合わせて9棟分の申請を見込んでの予算計上になります。

下段の6目辺地対策費、1、生活バス路線等維持事業につきましては、次のページになります。

上から2行目の業務等委託料、多目的バス運行委託料994万2,000円の計上ですが、令和3年度から契約内容、委託料の積算方法を見直しいたします。

これまでは、1キロメートル当たりの運行単価を設定し、運行の実績により委託料を支払っておりましたが、コロナ禍により運行実績が大きく減少し、車両を維持するための事業者負担が課題となっております。

このため、人件費や車検などの固定経費と燃料費などの運行経費に区分して契約することにより、運行実績がない場合も固定経費が支払われる方式へと変更いたします。

次に、補助金の2行目、石北本線利用促進事業補助金30万円につきましては、JRの利用促進と地域の活性化を図るため、町が独

自に実施する事業でございます。

町内のイベントにJRを利用して参加される方を対象に、イベント会場で使用できる利用券1人1,000円分を配布いたします。

次に、7目交通安全費、1、交通安全対策推進事業、このうち補助金の3行目、美幌交通安全母の会40周年記念事業補助金につきましては、創立40周年を迎える美幌交通安全母の会が作成する記念誌に対し、その経費の2分の1を補助するものでございます。

下段の8目住民活動推進費、1、住民活動推進事業、このうちの修繕料1,986万9,000円につきましては、地域集会室のLED化、報徳地区農作業準備休憩施設の屋根塗装などの経費について予算計上してございます。

次に、96、97ページになります。

一番上の施設維持管理等委託料、集会室維持管理委託料402万5,000円につきましては、算定方法の見直しによる増額となります。

地域集会室21の施設を地元自治会に指定管理いただいておりますが、会員の減少により、集会室の管理運営に支障を来していることから、草刈りや除雪等の経費を増額いたします。

次に、負担金、2行目の手作り出店実行委員会負担金280万円につきましては、美幌ふるさとまつりが、今年、第30回の記念となりますので、100万円を増額しての予算計上となります。

次に、補助金の6行目、自治会等創立記念事業補助金40万円の計上につきましては、美幌町自治会連合会が、今年、創立50周年を迎えることから、記念事業に対する補助金になります。

次に、98、99ページをお開き願います。

中段から下、11目諸費、1、防災対策事業、このうち、光熱水費11万9,000円とその下の通信運搬費159万8,000円につきましては、防災行政無線のデジタル化に伴う運用経費になります。

光熱水費は、登栄の基地局、上美幌、豊岡、古梅の自動中継局の電気料になります。

通信運搬費は、N T T回線の使用料になります。

続いて、1 0 0、1 0 1 ページをお開き願います。

3 行目の実施設計等委託料 3 8 8 万 3, 0 0 0 円につきましては、役場新庁舎の防災機能を高めるため、庁舎北側の町有地に整備する防災資機材備蓄倉庫の実施設計委託料になります。

財源には緊急防災・減災事業債を充て、令和 3 年度に実施設計、4 年度に建設を行う計画でございます。

次に、工事請負費の 3 行目、非常用発電機移設工事 1 2 1 万円につきましては、役場現庁舎で使用しております非常用発電機を指定避難所となる旭小学校に移設するための費用となります。

次に、1 0 2、1 0 3 ページをお開き願います。

2 項徴税費、1 目税務徴税費、中段の 2、町税等収納事務の業務等委託料の 6 行目、懸垂幕作製業務委託料 1 0 万 5, 0 0 0 円につきましては、役場新庁舎に掲示する納税啓発用の懸垂幕を作製するための経費になります。

続いて、1 0 4、1 0 5 ページになります。

4 項、1 目選挙管理委員会費、1、選挙管理委員会事務につきましては、選挙管理委員会の運営に要する経費を予算計上しております。

下段の 2 目衆議院議員選挙費、1、衆議院議員選挙事務につきましては、1 0 月 2 1 日に任期満了を迎える衆議院議員の選挙に要する経費になります。

次に、1 0 6、1 0 7 ページになります。

下段の 6 項、1 目監査委員費、1、監査事務につきましては、監査委員の活動に要する経費を予算計上いたします。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

◎延会宣告

○議長（大原 昇君） 本日は、これで延会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3 時 4 7 分 延会

◎延会の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員